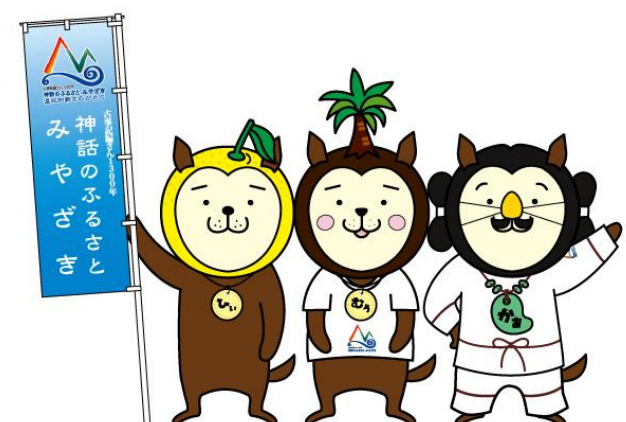


令和 3 年度学校体育必携



令和 3 年 4 月
宮崎県教育委員会



は じ め に

令和元年度から宮崎県教育振興基本計画における令和4年度までのスポーツの推進に対する施策のひとつとして、学校体育の推進があげられています。その中の取組として「体育・保健体育の授業の充実」、「学校における体力づくりの推進」、「運動部活動の適切な運営」、「食育・健康教育の推進」が示されています。本年度、県教育委員会スポーツ振興課では、これらの4つの柱を中心に学校体育の推進に取り組んできました。

柱の1つ目「体育・保健体育の授業の充実」では、体育振興指導教員等や小学校体育専科教員を県内の各学校に配置し、児童生徒への専門的な指導とともに、先生方の指導力向上のための研修会等を実施しました。

また、学校体育実技サポーターを小学校と中学校に派遣し、武道をはじめ、ボール運動系等を中心に教員の指導力向上とともに授業の充実をめざしました。

さらに、第61回宮崎県学校体育研究発表大会を兼ねた59回九州地区学校体育研究発表大会を宮崎・東諸地区で開催しました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため誌上開催となりましたが、小・中・高・特別支援のつながりのある学習を体づくり運動の授業を通して発信しました。

柱の2つ目「学校における体力づくりの推進」では、これまで各学校における体力向上プランの計画的な実践や体力づくり優良校の表彰などを継続して取り組んできました。しかし、今年度は、児童生徒体力・運動能力、生活習慣等調査を実施することができませんでした。そのため、体力づくりの目標設定や児童・生徒の体力低下が懸念されるところですが、各学校で工夫し、新たに作成していただいた「体力向上プラン」が次年度は円滑に実施できることを願うばかりです。

柱の3つ目「運動部活動の適切な運営」では、これまで効率的で効果的な運動部活動の運営を図るため、『宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針』の周知や指導者等に対する研修会の実施などに取り組んできました。今後、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の両立の実現を目指し、次年度以降も宮崎県部活動推進プロジェクトで協議することになっています。

柱の4つ目「食育・健康教育の推進」では、学校における食に関する指導の充実を図るために、児童生徒自らが作った弁当を持参する『みやざき弁当の日』の取組や児童生徒の心身の健康課題への対応の充実を図りました。今後、さらに関係機関との連携を図りながら、学校への支援に取り組んでいきます。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、いくつかの事業が中止となりましたが、皆様の御理解と御協力により、学校体育必携をまとめることができました。本誌が各方面で広く活用され、さらなる学校体育の充実に役立つことを祈念しております。

令和3年3月

宮崎県教育庁スポーツ振興課長 押川 幸廣

宮崎県教育基本方針

本県は、教育基本法にうたわれている人間尊重の精神を基調として、

あらゆる教育の場を通じ、

「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」

を育む教育を推進します。

さらに、郷土を愛し新たな時代を切り拓いていく気概と広い視野を持ち、

地域や社会の発展に主体的に参画するとともに、夢や希望を抱き生涯にわた

って自己実現を図れる、心身ともに調和のとれた人間の育成を目指します。

1	宮崎県教育振興基本計画（令和元年策定）	1
2	本県学校体育における施策と課題	2
3	本県学校体育の重点事項	4
4	2021年九州地区学校体育研究発表大会宮崎大会研究計画	5
5	新学習指導要領に対応した学習指導計画作成上の留意点	
	・体づくり運動（小学校体育科）	7
	・体づくり運動（中学校体育）	13
	・体づくり運動（高等学校体育）	19
	・球技ゴール型（高等学校体育）	25
6	運動部活動について	
	（1）部活動の教育的意義について	32
	（2）運動部活動の適切な運営について	34
	（3）宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定に関する方針	35
	（4）令和元年度「部活動に関する調査報告（概要）」	41
7	令和3年度学校体育関係諸事業概要	
	（1）行事予定	42
	（2）スポーツ指導センター研修一覧	46
8	令和2年度学校体育に関する諸調査概要	
	（1）学校行事等に関する調査（一校一運動、立腰指導、運動会等）	47
	（2）授業実施状況等に関する調査（武道、ダンス等）	48
9	体育関係主要通知等（令和2年度）	49

1 宮崎県教育振興基本計画（令和元年度策定） ※令和元年度から令和4年度まで

（1）計画のスローガン

未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり

（2）学校体育に関する基本目標

目標4 文化やスポーツに親しむ社会づくりの推進

（3）学校体育に係る施策

15 スポーツの推進 ③ 学校体育の推進

（4）学校体育に関する取組

（③ 学校体育の推進）

幼児期からの体力づくりを推進し、学校における体力向上対策の充実に取り組むとともに、家庭や地域等と連携しながら、子どもたちが自分で弁当を作る「みやざき弁当の日」の取組や食に関する指導の充実、子どもたちの様々な健康問題に対応した相談体制づくりや健康教育の改善・充実を推進します。

取組3-1 体育・保健体育の授業の充実

- 各学校での体育・保健体育の授業を充実させるため、小学校体育専科教員の配置や授業への専門的な指導者の派遣、指導力向上のための研修会、授業研究会を行うなどの取組を推進します。

取組3-2 学校における体力づくりの推進

- 児童生徒の更なる体力の向上を図るため、各学校における体力向上プランの計画的・継続的な実践や体力づくり優良校の表彰など、継続的な取組を推進します。

取組3-3 運動部活動の適切な運営

- 効率的で効果的な運動部活動の運営を図るため、「宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」の周知や、指導者等に対する研修会の実施などに取り組みます。

取組3-4 食育・健康教育の推進

- 学校における食に関する指導の充実を図るために、児童生徒自らが作った弁当を持参する「みやざき弁当の日」の取組を推進します。
- 児童生徒の心身の健康課題への対応の充実を図るために、関係機関との連携を図りながら、学校への支援に取り組みます。

（5）学校体育に係る推進目標

○ 全国体力・運動能力、生活習慣等調査において、平均値が全国平均以上の調査項目の割合	80.0% (R2：中止)
○ 国民体育大会（国民スポーツ大会）の総合成績（都道府県）の順位	20位台 (R2：中止)

2 本県学校体育における施策と課題

(1) 施策（令和2年度実績）

ア 授業改善

- (ア) 第59回九州地区学校体育研究発表大会（誌上発表による開催方法の変更）
第61回宮崎県学校体育研究発表大会（180名：各校種別の授業研究会）
- (イ) 体育振興指導教員等の配置（小学校2名、中学校10名、高校12名）と小学校への派遣（21名を32校へ）
- (ウ) 小学校体育専科教員の配置（3名）と近隣校への派遣（3校）
- (エ) 学校体育実技サポーターの派遣
（29名を25校へ派遣 小学校19校・中学校（中学部）6校）
 - ※ 小学校：陸上運動系2校、器械運動系7校、ボール運動系10校
 - ※ 中学校：柔道1校、剣道2校、空手道1校、なぎなた1校、相撲1校

イ 体力向上

- (ア) 宮崎県体力・運動能力、生活習慣等調査（公立小・中・高校の全児童生徒）
 - ※ 新型コロナウイルス感染症拡大のため中止
- (イ) 体力向上プランの作成、実施（立腰指導、一校一運動含む）
- (ウ) 体力向上対策会議の開催と報告書・事例集の作成配付
- (エ) 体力づくり優良校及び奨励賞の表彰 ※中止
- (オ) 小学校体育活動推進校の指定（3校）
- (カ) キッズスポーツ教室（各地区小体連で21教室実施、児童11,208名）

ウ 運動部活動

- (ア) 「宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」の推進
- (イ) 部活動指導員の配置（51名 ※ 運動部47名、文化部4名）

エ その他

- (ア) 体育・保健体育担当責任者会議
（小・中学校 ※中止、県立学校 ※第1回は中止、第2回はオンライン開催）
- (イ) 研修（スポーツ指導センター）

(2) 課題（令和3年度に向けて）

ア 授業改善

- (ア) 新学習指導要領への移行
 - ・小学校：完全実施、
 - ・中学校：本年度から完全実施
 - ・高等学校：令和4年度から年次進行実施
- (イ) 体づくり運動の研究の推進
- (ウ) 小学校における指導力の向上

イ 体力向上

- (ア) 体力向上プランに基づいた各学校の取組の推進
- (イ) ICTを活用した体力向上の取組の推進
- (ウ) 県全体の課題である握力・ボール投げ・シャトルランに対する取組

ウ 運動部活動

- (ア) 効率的・効果的な部活動運営（県運動部活動方針の周知徹底）
- (イ) 指導力の向上
- (ウ) 部活動指導員の配置拡充
- (エ) 部活動改革の周知（休日における地域部活動の段階的な移行）

エ その他

- (ア) 事故防止
- (イ) コンプライアンスの遵守

【参考 令和2年度の実績等】

○ 体育振興指導教員等配置校（24名）

小学校	宮崎市立生目台東小学校、宮崎市立宮崎東小学校
中学校	宮崎市立宮崎西中学校3名、宮崎市立大宮中学校、日南市立吾田中学校、 都城市立妻ヶ丘中学校、小林市立西小林中学校、西都市立妻中学校 延岡市立東海中学校、日向市立富島中学校
高等学校	県立宮崎南高等学校4名、県立宮崎工業高等学校、県立宮崎商業高等学校 県立日南高等学校、県立都城工業高等学校、県立小林高等学校、 県立小林秀峰高等学校、県立高鍋高等学校、県立日向高等学校、

○ 小学校体育専科教員配置校

高鍋町立高鍋西小学校、都城市立西小学校、延岡市立南方小学校

○ 小学校体育活動推進校

国富町立八代小学校、小林市立細野小学校、高千穂町立高千穂小学校

3 本県学校体育の重点事項

(1) 授業の充実

ア 指導力の向上

- ・ 県学校体育研究発表大会及び研修会等への参加
- ・ 小・中学校への指導者派遣事業の活用

イ 新学習指導要領への完全実施（小学校・中学校）と移行（高等学校）

ウ 「球技ゴール型」領域の研究充実

(2) 体力向上

ア 体力向上プランに基づいた各学校の取組の推進

イ ICTを活用した体力向上の取組の推進

ウ 県全体の課題への取組の推進（握力・ボール投げ・シャトルラン）

(3) 効率的・効果的な部活動運営

ア 「県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」の周知徹底

イ 指導力の向上

ウ 部活動指導員の配置拡充

エ 部活動改革の周知（休日における地域部活動の段階的な移行）

(4) 事故防止とコンプライアンスの遵守

ア 児童生徒の健康状態の把握

イ AEDに関する研修や点検

ウ 体育施設設備の安全点検・安全確保

エ プールの安全点検（防護柵、排水口のふた、浄化装置等）事故防止

オ 熱中症予防（気温・湿度等の確認）

※ 活動の際は、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、万全の安全対策を講じる

カ 組体操を実施する場合の安全対策と段階的指導

キ 事故発生の際の連絡及び救急体制の確認

ク 体罰、パワハラ、セクハラ、金銭の不正な取扱い、飲酒運転等の根絶

1 宮崎県の研究主題

**生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育む体育科・保健体育科学習
～主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業の創造と展開～**

2 宮崎県部会別研究主題

○ 小学校部会主題

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための
資質・能力の基礎を育む体育科学習の在り方
～主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業の創造と展開～

○ 中学校部会主題

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための
資質・能力を育む保健体育科学習の在り方
～主体的・対話的で深い学びを実現する授業実践と改善～

○ 高等学校部会主題

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続するための
資質・能力を育む保健体育科学習の在り方
～主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業の創造と展開～

○ 特別支援教育部会主題

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための
資質・能力を育む体育科・保健体育科学習の在り方
～主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業の創造と展開～

3 主題の設定理由

(1) 新学習指導要領の趣旨

今回の改訂の基本的な考え方として、『①子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視する』『②知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること』『③体育・健康に関する指導の充実により、健やかな体を育成すること』などが挙げられる。

(2) 宮崎県の児童生徒の実態

令和元年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、小学校5年生男女、中学校2年生男女の体力合計点はそれぞれ全国平均を上回ったが、前年度に比べてすべての学年で低下する結果となった。特に、小学校5年生男子の落ち込みが大きく、種目別に見るとこれまでの課題であった「握力」、「ボール投げ」に加え、「シャトルラン」の低下が顕著であった。しかし、小学校5年生及び中学校2年生の男女ともに運動やスポーツが「好き」、「大好き」という愛好度の高さはこれまでに引き続き全国上位であった。

(3) 宮崎県学校体育研究会が進める研究

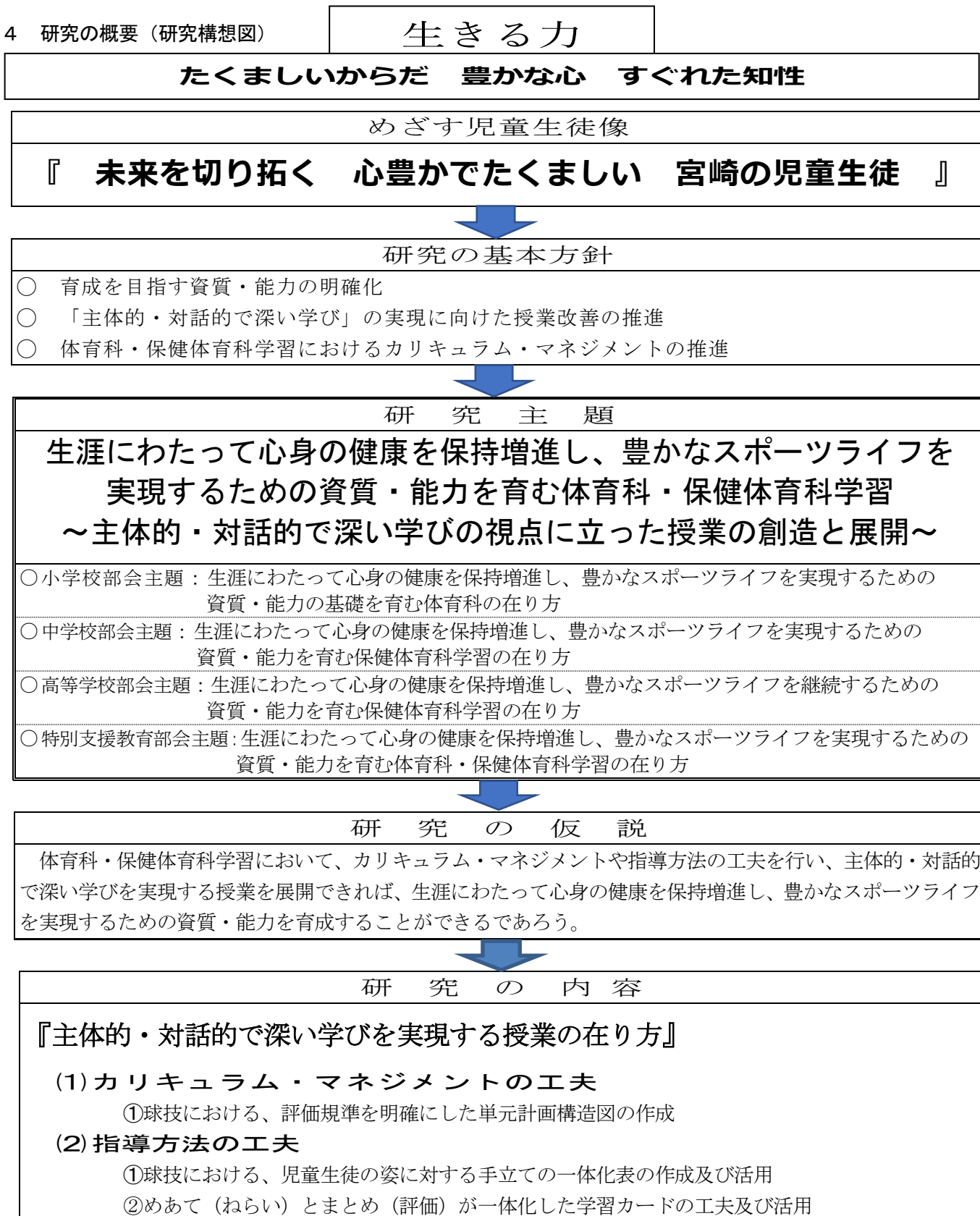
本県では、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における12年間の体育科・保健体育科学習を通して、学習内容の確実な定着を目指し、校種の接続及び発達の段階に応じた指導方法・評価の工夫を行い、豊かなスポーツライフの実現に向けた児童生徒を育てるための具体的な実践を行っている。そこで、令和3年度と令和4年度の2年間は、「球技ゴール型」の研究を深め、小中高特における「つながりのある学習」の一層の充実を図ることを目指す。

『つながりのある学習』における、「つながり」は、単に教材や領域種目を揃えることによるつながりではなく、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の12年間を見通し、発達の段階に応じて系統化・明確化された学習内容を、「どのように学ばせるのか」について学校段階等間の接続の中で計画的、かつ継続的に行うことにより、学習内容の定着を図っていくことを目的としている。

(4) 研究を進めるにあたって

本県学校体育研究会においては、育成を目指す資質・能力の明確化、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進、体育科・保健体育科学習におけるカリキュラム・マネジメントの推進の3つを研究の基本方針とした。さらに、この3つを念頭に置き、体育科・保健体育科学習において、カリキュラム・マネジメントや指導方法の工夫を行い、主体的・対話的で深い学びを実現する授業を展開できれば、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することができるのではないかと考え、本主題を設定した。

4 研究の概要（研究構想図）



新学習指導要領に対応した学習指導計画作成上の留意点（学習指導案作成例）

小学校 運動領域 体育

※令和2年度九州学体研の指導案をもとに作成 学校体育研究会 HP にもアップ済み

第6学年2組 体育科学習指導案

※視認性を高めるため、書体（UD フォント等）、大きさを工夫する。

令和 年 月 日（ ） 校時
 第6学年2組(男子〇〇名・女子△△名)
 場 所 〇 〇 小 体 育 館
 指 導 者 〇 〇 〇 〇

※学習指導要領解説体育編（以下解説）の目標（P116～117「知識及び技能」：P121「思考力、判断力、表現力等」：P122「学びに向かう力、人間性等」）に当たる。語尾を「～することができるようにする。」に変えて表記する。

1 単元名 体づくり運動（体の動きを高める運動）

※「領域名」（解説 P24）「内容（型や種目等）」

2 単元の目標（第5学年及び第6学年の2学年分）

(1) 体づくり運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、体を動かす心地よさを味わったり、体の動きを高めたりすることができるようにする。

ア 体ほぐしの運動では、手軽な運動を行い、心と体の関係に気付いたり、仲間と関わり合ったりすることができるようにする。

イ 体の動きを高める運動では、ねらいに応じて、体の柔らかさ、巧みな動き、力強い動き、動きを持続する能力を高めるための運動をすることができるようにする。（知識及び運動）

(2) 自己の体の状態や体力に応じて、運動の行い方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えることができるようにする。（思考力、判断力、表現力等）

(3) 運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に気を配ったりすることができるようにする。（学びに向かう力、人間性等）

※体
つくり
運動の
み運動
他は
技能

※体育科の目標
解説 P17～23

※5・6年の目標
解説 P112～116

※学習指導要領の目標や内容（育成を目指す資質・能力）を示す際に、「知識・技能」という表記は間違いである。各資質・能力の区切りは「・」ではなく「、」である。

- ・ 知識及び技能（体づくり運動だけは知識及び運動）
- ・ 思考力、判断力、表現力等
- ・ 学びに向かう力、人間性等

3 運動の一般的特性

高学年の体づくり運動は、「体ほぐしの運動」及び「体の動きを高める運動」で構成され、運動の楽しさや喜びを味わうとともに、中学年までに身に付けた体の基本的な動きを基に、体の様々な動きを高めるための運動である。

高学年では、手軽な運動を行うことを通して自己や仲間の心と体との関係に気付いたり、仲間と関わり合ったりするとともに、低学年・中学年で多様な動きをつくる運動（遊び）を踏まえ、体の動きを高める運動の行い方を理解し、体の柔らかさ、巧みな動き、力強い動き、動きを持続する能力を高めて中学校での体づくり運動の学習につなげていくことが求められる。

※その領域や内容の運動の特性について明記する。
 「体づくり運動」であれば、解説 P116 A 体づくり運動 1～8 行目
 解説 P25～26 4 各領域の内容（1）運動領域の内容 ア 体づくり運動系

※この色は知識及び技能関連

※思考力、判断力、表現力等

※学びに向かう力、人間性等

4 児童の実態

(1) 運動に触れる楽しさの体験状況

本学級では、

一方で、

これまでの体育科での学習を通しては、

一方で、

※本学級の児童の実態、体育科の授業における状況、これまでの運動経験及び日常的な運動活動について明記する。

※これまでの学習（他教科等含む）において、指導内容がどの程度身に付いているのか、また、本単元に関する運動の体験状況（体育学習、少年団活動等）について明記する。

(2) 「知識及び運動」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の習得状況

「知識及び運動」に関しては、

※主語は児童

※体づくり運動のため、
運動 他は技能

※知識及び技能
解説 P20～21
※系統表
解説 P174

「思考力、判断力、表現力等」に関しては、

※思考力、判断力、表現力等
解説 P21～22
※系統表
解説 P182～183

「学びに向かう力、人間性等」に関しては、

※学びに向かう力、人間性等
解説 P22～23
※系統表
解説 P184～185

※新体力テストのデータから単元とかかわる体力や学校として伸ばしたい体力の状況について明記する。

(3) 体力の状況

	男子					女子				
段階	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

体力テストにおいては、

総合評価の割合は、A・B 段階が〇〇%、C 段階が〇〇%、D・E 段階が〇〇%という結果であった。

〇〇平均より

男子は、 女子は、

DE 児童は、

男女ともに、

テスト項目「立ち幅跳び」、「〇〇〇〇〇」において、

授業や昼休みの様子から

※体力向上に向けた具体的な取組（各学校における体力向上プラン参照）についても明記する。

※体力の向上については、
解説 P7③ウ

※体力の向上を目指しとは、
解説 P22～

※体力は～
解説 P170～

※上記の児童の実態から、教師がどのような内容に重点を置き、指導していくかを具体的に明記する。
その際に、単元の目標を具現化するため、教師の意図的・計画的な指導が明記されなければならない。

5 学習を進めるに当たって

※主語は教師

本単元では、

単元を構成するに当たっては、

単元のはじめのオリエンテーションでは、

単元前半では、

単元後半では、

単元の終わりには、〇〇大会を

単元を通して、

※体づくり運動
解説 P11(エ)
P116～

※「見方・考え方」を働かせる学習過程を工夫する
解説 P18～19

「見方・考え方」を働かせる学習過程を工夫することにより、

授業前半の〇〇では、

授業後半の〇〇では、

その過程で、〇〇できるようにしていきたい。

学習カードは

そのために、

また、単元を通してタブレット端末を効果的に活用していきたい。

※主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
解説 P14～15

※研究の視点や
本時に該当する部分は
書体を変えたり、
太字にしたり、
アンダーラインを引くなどして
分かりやすくする。

本時において、

はじめの段階では、ペア活動（体の柔らかさや力強い動きを高めるための運動）を音楽に合わせて～

※主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、
解説 P161～162 P18～19

※課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して～ 解説 P9

※課題を見付け、その解決に向けた学習過程とは～ 解説 P19

なかの段階ではまず、「〇〇するためには、どうすればよいか」とねらいを確認する。

まとめの段階では、「〇〇するためには、〇〇すればよい」と学習のまとめをする。

カリキュラム・マネジメントの視点から、事前に保健における「心の健康」や「けがの防止」（第5学年）の学習を振り返ったり、「病気の予防」（第6学年）の学習を進めたりしておく。

それにより、児童が「体づくり運動」を学習する意義をより一層理解し、スムーズな導入につながるようにしたい。

道徳科においても事前に「あきらめない心」や「相手を理解する心」などについて学習することで、学習中における自己や他者との関わり方の工夫につながり、体育科及び道徳科相互に学習効果が高まることを期待する。

単元途中や単元後も同様に、保健学習の「病気の予防」をはじめ、道徳や特別活動においても体づくり運動の単元を振り返りながら学習活動を進めることで、教科等横断的な学びが実現するよう指導を進めていきたい。

カリキュラム・マネジメントについて明記する。（学校行事：運動会等含む）
※解説 P4④～5 P8② P14⑦

学習指導要領解説：総則編

- ①P236～237 【心身の健康の保持増進に関する教育】
（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）
- ②P240～241 【食に関する教育】
- ③P244～245 【防災を含む安全に関する教育】も参照すること。

※この色は「指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料」（以下参考資料）関連

※保健で知識しかない単元でも評価の観点は全て「知識・技能」となる。

※「力」「等」はなく、区切りは「・」である。
「思考・判断・表現」

6 単元の評価規準

※参考資料 P27～31

①知識

②技能

③技能

単元の評価規準

	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
内容のまとめ	次の運動の行い方を理解しているとともに、体を動かす心地よさを味わったり、体の動きを高めたりしている。 ・体ほぐしの運動では、手軽な運動を行い、心と体の関係に気付いたり、仲間と関わり合ったりしている。 ・体の動きを高める運動では、ねらいに応じて、体の柔らかさ、巧みな動き、力強い動き、動きを持続する能力を高めるための運動をしている。	自己の体の状態や体力に応じて、運動の行い方を工夫しているとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えている。	運動に積極的に取り組もうとし、約束を守り助け合って運動をしようとしていたり、仲間の考えや取組を認めようとしていたり、場や用具の安全に気を配ったりしている。
①知識	①体力の必要性や体の動きを高めるための運動の行い方について、言ったり書いたり<u>している。</u>	①自己の体力の状況を知ったり、体の様々な動きを試したりすることを通して、体の動きを高めるためにどのような運動に取り組むとよいか、自己の課題を見付けている。②思考・判断（本時）	①体の動きを高める運動に積極的に取り組もうとしている。①愛好的態度
②技能	②長なわを用いて回旋の仕方や跳びリズム、人数などを変えているいろいろな跳び方をしたり、なわ跳びをしながらボールを操作したりすること<u>ができる。</u>	②ICT 機器を活用して動き方を確認し、どのようなポイントを意識して運動を行うと動きが高まるのかを見付け、それを生かした運動を工夫<u>している。</u>	②運動を行う際の約束を守り、仲間と助け合<u>おうとしている。</u>②共生
③技能	③人や長なわの動きに合わせ、用具をコントロールしながら投げる、捕る、回す、転がすなどの操作をすること<u>ができる。</u>	③グループで工夫した長なわ跳びをしながらボールを投げたり捕ったりする運動の行い方を他のグループの仲間に見せたり、言葉で伝えたり<u>している。</u>	③運動を行う場の設定や用具の片付けなどで、分担された役割を果た<u>そうとしている。</u>③公正・協力
④技能			④運動の行い方について仲間の気付きや考え、取組の良さを認め<u>ようとしている。</u>④責任・参画
⑤技能			⑤運動の場の危険物を取り除くとともに、用具の使い方や周囲の安全に気を配<u>っている。</u>⑤健康・安全

※参考資料 P106 をそのまま転記する。

※低学年の知識について
事実的な知識の獲得のみに主眼が置かれがちだが、言葉や文章のみで知識を表出することは難しい。動きはできているが、言葉で説明できない場合は、「暗黙知」として捉える。
(例：自転車に乗ることができる⇒知識もあると捉える)

①思考・判断

※低学年の評価内容に「共生」は示されていない。

※本時に該当する部分は、**囲んだり、書体を変えたり、太字にしたりして分かりやすくする。**

※「知識」と「技能」に分けて設定
解説 P117～119

※「思考・判断」と「表現」に分けて設定
解説 P121, 122

③表現

※「愛好的態度」、「公正・協力」、「責任・参画」、「共生」、「健康・安全」に分けて設定
解説 P122、P10 ウ(ア)

※語尾
「～できる」(技能)

※語尾
「～している」(知識、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度の「健康・安全」)

※語尾
「～しようとしている」(主体的に学習に取り組む態度の「健康・安全」以外)

- ・単元計画のうち、いつ、どの場面で、何をどのように見取るかの計画を立てる。
- ・指導計画の下に評価の計画を重ね合わせ、指導と評価の計画を作成する。
- ・1時間につき1～2程度の評価観点にするなど、評価をするにあたり無理のない計画を立てる。参考資料 P52、56、59、63、67

※本時は野線を太くする。

7 指導と評価の計画(7時間)

時間		1	2	3	4	5	6(本時)	7
指導内容	知		②技能 (長なわを用いた動き)	①知識 (体の動きを高めるための運動の行い方)	③技能 (人や物の変化に対応した動き)			
	思					①思考・判断 (自己や仲間の課題発見)	②思考・判断 (課題に応じた取り組み方の工夫)	③表現 (仲間に伝える力)
	態	⑤健康・安全 (場や用具の安全)	④責任・参画 (仲間との認め合い)	③公正・協力 (準備や片付け)	①愛好的 (積極的な取組)	②共生 (仲間との助け合い)		
※集合・整列 解説 P167(8)								
学習過程	10分	1 集合、整列、挨拶、健康観察 2 主運動につながる準備運動						
		3 単元の学習内容確認	3 ペアでの運動 ○ 課題となる運動 ※「ひなたプログラム」(事例集)から選択 ※音楽に合わせて					
	10分	4 本時のねらいの確認【課題発見・解決策の創造】 「○○するためには、どうすればよいだろうか」 ※学びに向かう力、人間性等の内容						
		場や用具の安全	仲間との認め合い	準備や片付け	積極的な取組	仲間との助け合い		
		5 全員で共通の運動 ○ 移動しながら長なわ						
	15分	6 グループで試しの運動 <長なわ> ○ 長なわを使っているような運動 ○ 運動の工夫の仕方についての確認	6 グループで工夫した運動 <長なわ> ○ 片足ジャンプ ○ 回転ジャンプ ○ 背中合わせジャンプ	6 グループで工夫した運動 <長なわ+ラバリング> ○ 棒バラン ○ 輪投げキャッチ ○ 2人3脚ジャンプ	6 グループで工夫した運動 <長なわ+フープやボール> ○ 輪跳び ○ ボール渡し ○ 背中挟み	6 グループで工夫した運動 <長なわ+用具> ○ ICT 機器を活用して、動きについての課題を発見	6 グループで工夫した運動 <長なわ+用具> ○ ICT 機器を活用して、動きを高めるためのポイントを確認	6 グループで工夫した運動 <長なわ+用具> ○ 工夫した動きとそのポイントを表現 7 本時のまとめ(学習カードの記入、振り返り、成果の確認、単元のまとめ)
10分	7 本時のまとめ(学習カードの記入、振り返り、成果及び次時の課題の確認) 【課題解決】「○○するためには、○○すればよい」 8 整理運動、片付け、挨拶							
評価の重点	知		②技能 【観察】	①知識 【観察・カード】	③技能 【観察・ICT】			
	思					①思考・判断 【観察・カード・ICT】	②思考・判断 【観察・カード・ICT】	③表現 【観察・カード・ICT】
	態	⑤健康・安全 【観察】	④責任・参画 【観察・カード】	③公正・協力 【観察】	①愛好的 【観察・カード】	②共生 【観察】		
準備物		長なわ、棒、ラバリング、フープ、ボール、タンバリン、タブレット端末、プロジェクター						
カリ・マネ		保健領域：けがの防止(第5学年)、心の健康(第5学年)、病気の予防(第6学年) 道徳科：「あきらめない心」「相手を理解する心」						
※評価方法 参考資料 P9、54		※保健との関連 解説 P160(9) P163(3)			※道徳科との関連 解説 P166～167 P224～231		※ICT 解説 P167(3)	

※単元終了後、総括的な評価へ参考資料 P57

※ある児童において、単元の前半に評価の機会を設定した項目においてBまたはCであったものを、単元の終盤までにAまたはBとなるよう指導の充実を図ることが本来の評価の在り方である。単元の前半に評価したことをもってその観点の評価を確定することには留意が必要である。指導したことがどの程度身に付いているかを評価することは、単元の途中や終盤等において指導方針の修正を図るうえで極めて重要である。つまり、単元の目標を踏まえて評価規準を作成し、評価の観点を明確にしたうえで指導に当たることにより、指導内容が一層明確になると考えることができる。参考資料 P57

8 本時の学習(6/7時間)

※6 評価規準：思考・判断②との整合性を図る。
本時の目標の語尾は「できるようにする」。

※目標なので
思考力、判断力、表現力等

(1) 本時の目標

- ICT 機器を活用して動き方を確認し、どのようなポイントを意識して運動を行うと動きが高まるの
かを見付け、それを生かした運動を工夫することができるようにする。(思考力、判断力、表現力等)

(2) 本時の評価項目

- ICT 機器を活用して動き方を確認し、どのようなポイントを意識して運動を行うと動きが高まるの
かを見付け、それを生かした運動を工夫している。(思考・判断・表現)

※6
思判②
と同文

※本時の目標(学習内容)を実現するために、どのよう
に学習活動を仕組んでいくのかを具体的に明記する。
7 指導と評価の計画：第6時との整合性を図る。

※評価項目なので
思考・判断・表現

9 学習指導過程

段階	学習内容及び学習活動	指導上の留意点	○：評価項目 (評価方法) 【Aの例】	「努力を要する」状況と判断される児童 への手立て
はじめ 10	1 集合、整列、挨拶、健康観察 2 主運動につながる準備運動 3 ペアでの運動 ・ 体の柔らかさや力強い動きを高めるための運動 ・ 音楽に合わせた運動 4 本時の <u>ねらい</u> の確認	・ ひなたプログラム(事例集)から選ばせることで、個人の課題解決となる運動に取り組めるようにする。	※本時の目標(学習内容)を実現するために、どのような指導を行うかを教師の立場から明記する。 「どうやってそれをするのか」「なぜそれをするのか」「そうするとどうなるのか」等を明記する。	
なか 25	5 全員で共通の運動 ・ 移動しながら長なわ 6 グループで工夫した運動 ・ 長なわと用具の組み合わせ ・ ICT 機器を活用して動きを高めるためのポイントを確認 ・ 確認したことを生かして、動き方を工夫 ・ 思考と試行の往還 ※「ねらい」と「まとめ」が一致すること。	・ 前時までの課題解決を振り返らせることで、動きをさらに工夫しようという挑戦意欲を高めることができるようにする。 ・ ICT 機器を活用して動きをスローモーション等で確認させることで、動きを高めるための条件や負荷を工夫することができるようにする。 ・ 状況に応じ、活動を止め、発問をしたり、児童同士で気づきを交流させたりして、思考と試行を往還させることで、課題を解決できるようにする。	※評価する学習活動と横並びとなるようにする。評価項目をそのまま明記する。 ○ ICT 機器を活用して動き方を確認し、どのようなポイントを意識して運動を行うと動きが高まるの かを見付け、それを生かした運動を工夫している。 (観察・カード・ICT) 【Aの例】 個人やグループの課題を踏まえ、試行錯誤しながらよりよい課題解決に取り組んでいる。	※B評価 6②・8(2) と同文 友達のよい動きを見付けることや、条件を変えることについて教師が具体例を挙げて考えさせる。 ※C評価児童への手立て
まとめ 10	7 本時の <u>まとめ</u> (学習カードの記入、振り返り、成果及び次時の課題の確認) 動きを高めるためには、○○すればよい。 8 整理運動、片付け、挨拶	・ 課題解決を通して、良かった言葉かけや工夫した条件などを絵や図、文にまとめ、発表させることで、動きを高めるためのポイントに気づき、学びを自覚することができるようにする。	※A評価 「十分満足できる姿の設定例」 参考資料 P55	※評価方法 参考資料 P54 参照 AとCの児童だけチェックする。チェックがつかない児童はBである。

※音楽
解説
P159(1)

※評価項目が知識・技能であれば、解説 P119 参照 運動が苦手な児童への配慮の例

主体的に学習に取り組む態度であれば、解説 P122、123 参照 運動に意欲的でない児童への配慮の例

新学習指導要領に対応した学習指導計画作成上の留意点（学習指導案作成例）

中学校 保健体育

※令和2年度九州学体研の指導案をもとに作成 学校体育研究会 HP にもアップ済み

第1学年 保健体育科学習指導案

※視認性を高めるため、書体（UD フォント等）、大きさを工夫する。

令和 年 月 日（ ）校時
第 学年 組(男子〇〇名・女子△△名)
場 所 〇〇中 学 校 体 育 館
指 導 者 〇 〇 〇 〇

※「領域名」（解説 P43）「体育」の領域及び領域の内容

1 単元名 体づくり運動(体の動きを高める運動)

※中学校学習指導要領解説 保健体育編（以下解説）の目標（P44「知識及び技能」：P49「思考力、判断力、表現力等」：P50「学びに向かう力、人間性等」）を転記する。その際、語尾を「～**ことができるようにする。**」に変えて表記する。

2 単元の目標

※第1学年及び第2学年の目標を全て記述した上で、（本単元では、指導・評価しない部分については（ ）で示す。

（1） 次の運動を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、体づくり運動の意義（と行い方）、体の動きを高める方法などを理解し、目的に適した運動を身に付け、組み合わせることができるようにする。

ア 体ほぐしの運動では、手軽な運動を行い、心と体との関係や心身の状態に気付き、仲間と積極的に関わり合うこと。

イ 体の動きを高める運動では、ねらいに応じて、体の柔らかさ、巧みな動き、力強い動き、動きを持続する能力を高めるための運動を行うとともに、それらを組み合わせること。

※体づくり運動のみ運動他は技能（知識及び運動）

（2）（自己の課題を発見し、）合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えることができるようにする。

（思考力、判断力、表現力等）

（3） 体づくり運動に積極的に取り組むとともに、仲間の学習を援助しようとする事、（一人一人の違いに応じた動きなどを認めようとする事、）話合いに参加しようとする事などや、健康・安全に気を配ることができるようにする。

（学びに向かう力、人間性等）

※学習指導要領の目標や内容（育成を目指す資質・能力）を示す際は、表記に注意すること。

各資質・能力の区切りは「・」ではなく「、」である。

- ・ 知識→技能 → 知識**及び**技能（体づくり運動だけは知識**及び**運動）
- ・ 思考→判断→表現 → 思考**力**、判断**力**、表現**力**等
- ・ 主体的に学習に取り組む態度 → 学びに向かう**力**、人間性**等**

3 運動の一般的特性

体づくり運動は、体ほぐしの運動と体の動きを高める運動及び実生活に生かす運動の計画で構成され、自他の心と体に向き合って、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、心と体をほぐしたり、体の動きを高める方法を学んだりすることができる領域である。小学校では、体づくり運動で学んだことを授業以外でも行うことをねらいとした学習をしている。中学校では、これらの学習を受けて、より具体的なねらいをもった運動を行い、学校の教育活動全体や実生活で生かすことが求められる。

※その領域や内容の運動の特性について明記する。
第1学年及び第2学年の「体づくり運動」であれば、解説 P44 を参考

4 生徒の実態

(1) 運動に触れる楽しさの体験状況

本学級では、～

一方で、～

※生徒の実態、体育の授業における状況、これまでの運動経験及び日常的な運動活動について明記する。

(2) 「知識及び運動」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の習得状況

「知識及び運動」に関しては、

※本単元は、体づくり運動のため、運動 **他は技能**

※これまでの学習（他教科等含む）において、指導内容がどの程度身に付いているのか、また、本単元に関するこれまでの学習の体験状況について明記する。

※主語は生徒

「思考力、判断力、表現力等」に関しては、～

※知識及び技能
解説 P44～49
※系統表 解説 P250～251

「学びに向かう力、人間性等」に関しては、～

※思考力、判断力、表現力等
解説 P49～50
※系統表 解説 P256～257

(3) 体力の状況

※新体力テストのデータから単元とかかわる体力や学校として伸ばしたい体力の状況について明記する。

※学びに向かう力、人間性等
解説 P50～51

	男子					女子				
段階	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
人数(人)										
割合(%)										

体力テストにおいては、

総合評価の割合は、A・B 段階が〇〇%、C 段階が〇〇%、D・E 段階が〇〇%という結果であった。

〇〇平均より

男子は、 女子は、

DE 生徒は、

男女ともに、

テスト項目「立ち幅跳び」、「〇〇〇〇〇」において、

授業や昼休みの様子から

※体力向上に向けた具体的な取組（各学校における体力向上プラン参照）についても明記する。

5 学習を進めるに当たって

※主語は教師

※上記の生徒の実態から、教師がどのような内容に重点を置き、指導していくかを具体的に明記する。その際に、単元の目標を具現化するため、教師の意図的・計画的な指導が明記されなければならない。重要な箇所である。

本単元では、

単元を構成するに当たっては、

単元のはじめのオリエンテーションでは、

単元前半では、

単元後半では、

単元の終わりには、〇〇大会を

単元を通して、

※「見方・考え方」を働かせる学習過程を工夫する。解説 P24～23

「見方・考え方」を働かせる学習過程を工夫することにより、

学習カードは

そのために、

また、単元を通してタブレット端末を効果的に活用していきたい。

本時において、

※主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の工夫
解説 P3～

カリキュラム・マネジメントについて明記する。(学校行事：体育大会等
含む)
※解説 P5、P22～23

カリキュラム・マネジメントの視点から、「保健」との関連を図った指導を充実する観点から、「保健」における精神疾患の予防と回復などの内容との関連を図り、教科等横断的な学びが実現するよう指導を進めていきたい。

※評価の観点については、「知識及び技能(運動)」→「知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」→「思考・判断・表現」、「学びに向かう力、人間性等」→「主体的に学習に取り組む態度」となる。この評価の観点は、全ての運動領域や保健領域においても同じである。

※技能を評価する領域の場合は、「全ての単元の評価規準」及び「単元の評価規準」において、「知識・技能」の欄に中央部分に……を縦に引き、分割して記載する。 参考資料 P56

6 単元の評価規準(●第1学年・第2学年 ◎第1・2学年共通)

	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
「内容のまとめ」ごとに学習指導要領の内容の例示の文末を変え、そのまま転記する。	◎体づくりをほぐす運動は、地よさを味わう意義があることについて、言ったり書き出したりしている。 ◎体づくり運動の意義には、体の柔らかさ、巧みな動き、力強い動き、動きを持続する能力を高める意義があることについて言ったり書き出したりしている。 ・「体ほぐしの運動」には、「心と体の関係や心身の状態に気付く」、「仲間と積極的に関わり合う」というねらいに応じた行い方があることについて言ったり書き出したりしている。 ・体の動きを高めるには、安全で合理的に高める行い方があることを言ったり書き出したりしている。 ◎体の動きを高めるには、適切な強度、時間、回数、頻度などを考慮して組み合わせる方法があることについて、学習した具体例を挙げている。 ◎運動の組合せ方には、効率のよい組合せとバランスのよい組合せがあることについて言ったり書き出したりしている。	本ほぐしの運動で、「心と体の関係や心身の状態に気付く」、「仲間と積極的に関わり合う」ことを踏まえてねらいに応じた運動を選んでいる。 ・体の動きを高めるために、自己の課題に応じた運動を選んでいる。 ●学習した安全上の留意点を、他の学習場面に当てはめ、仲間に伝えている。 ●仲間と話し合う場面で、提示された参加の仕方に当てはめ、仲間との関わり方を見付けている。 ◎体力の程度や性別等の違いを踏まえて、仲間とともに楽しむための運動を見付け、仲間に伝えている。	◎体づくりの運動の学習に積極的に取り組もうとしている。 ●仲間の補助をしたり助言したりして、仲間の学習を援助しようとしている。 ・一人一人の違いに応じた動きなどを認めようとしている。 ◎ねらいに応じた行い方などについての話合いに参加しようとしている。 ◎健康・安全に留意している。
	※「体づくり運動」については、「技能」の評価規準は設定していない。 【理由】 体ほぐしの運動は、技能の習得・向上をねらいとするものでないこと、 体の動きを高める運動は、ねらいに応じて運動を行うとともにそれらを組み合わせることが主な目的であること、 実生活に生かす運動の計画は、運動の計画を立てて取り組むことが主な目的となるため		

「全ての単元の評価規準」から、本単元の指導事項に対応した評価規準を選択し、設定する。

単元の評価規準	①体づくり運動の意義をほぐし、体を動かす地よさを味わう意義があることについて、言ったり書き出したりしている。 ②体づくり運動の意義には、体の柔らかさ、巧みな動き、力強い動き、動きを持続する能力を高める意義があることについて言ったり書き出したりしている。 ③体の動きを高めるには、適切な強度、時間、回数、頻度などを考慮して組み合わせる方法があることについて言ったり書き出したりしている。 ④運動の組合せ方には、効率のよい組合せとバランスのよい組合せがあることについて言ったり書き出したりしている。	※本時に該当する部分は囲んだり、書体を変えたりして分かりやすくする。 ②仲間と話し合う場面で、提示された参加の仕方に当てはめ、仲間との関わり方を見付けている。 ③体力の程度や性別等の違いを踏まえて、仲間とともに楽しむための運動を見付け、仲間に伝えている。	①体づくりの運動の学習に積極的に取り組もうとしている。 ②仲間の補助をしたり助言したりして、仲間の学習を援助しようとしている。 ③ねらいに応じた行い方などについての話合いに参加しようとしている。 ④健康・安全に留意している。
----------------	---	--	--

※例示の文末の変換について

「知識」・・・①「～について、言ったり書き出したりしている」、②「～について、学習した具体例を挙げている」となる。

①は一般的に認知された科学的な知識を内容とするものであり、各学校や教師の指導により大きな相違はないものに用いる。

②は学校や生徒の実態に合わせて、指導する教師により取り扱われる内容に相違が予想されるものに用いる。

「技能」・・・「～ができる」

「思考・判断・表現」・・・「～している」

「主体的に学習に取り組む態度」・・・「～しようとしている」

ただし、健康・安全に関する例示については、意欲を持つことにとどまらず実践することが求められているものであることから「～に留意している」もしくは「～を確保している」となる。

- ・単元計画のうち、いつ、どの場面で、何をどのように見取るかの計画を立てる。
- ・指導計画の下に評価の計画を重ね合わせ、指導と評価の計画を作成する。
- ・1時間につき1～2程度の評価観点にするなど、評価をするにあたり無理のない計画を立てる。

7 指導と評価の計画(7時間)

※本時は罫線を太くする。

時間	1	2	3	4(本時)	5	6	7
指導内容	①体づくり運動の意義(体ほぐしの運動)		②体づくり運動の意義(体の動きを高める運動)			④バランスのよい組み合わせ	③強度・時間・回数・頻度
思・判・表		①安全上の留意点を仲間伝えていく。		②仲間との関わり方を見付けていく。	③仲間とともに楽しむための運動を見付け、伝えている。		
学・人	①積極的に取り組む	④健康・安全	②仲間の援助			③ねらいに応じた行い方	
学習活動	1 挨拶・出欠確認・健康観察 2 オリエンテーション ○学習のねらいを確認する。 学習の進め方を知り、学習の見通しを把握する。 ・授業のルール確認 3 体づくり運動の意義についての説明を聞く。 ・体力テストのチャート化 4 体ほぐしの運動をする。 ・ストレッチ(一人・ペア) ・ボールを使ったラジオ体操に取り組み。 ・音楽に合わせてペアで運動(前半部分のみ) 5 振り返り・片付け・学習カードの活用の仕方について確認	1 挨拶・出欠確認・健康観察 2 学習用具の準備 ねらい1 体の柔らかさ、巧みな動き、力強い動き、動きを持続する能力を、それぞれ安全で合理的に高めることのできる適切な運動の行い方があることを理解する。 3 学習のねらい、流れを確認する。 安全に注意しながら、たくさん運動を体験しよう。 4 安全上の留意点について全体で確認する。 5 体ほぐしの運動をする。 ・ラジオ体操第2 ・音楽に合わせてペアで運動(前半部分のみ) 6 動画を見ながら様々な体の動きを高める運動を体験する。 ・じゃんけん開脚 ・スタンドアップ ・フープくぐり ・ボール転がし ・ボールキャッチ ・ラダーじゃんけん	1 挨拶・出欠確認・健康観察 2 体ほぐしの運動(ラジオ体操第2、音楽に合わせてペアで運動) ねらい1 体の柔らかさ、巧みな動き、力強い動き、動きを持続する能力を、それぞれ安全で合理的に高めることのできる適切な運動の行い方があることを理解する。 3 学習のねらい、流れを確認する。 仲間と協力しながら、たくさん運動を体験しよう。 4 体の動きを高める運動をする。 ・全員で同じ運動を行う。 5 動画を見ながら様々な運動を体験する。 ・トラベラー ・長なわパス ・連続ジャンプ ・人間ミラー ・ボールをよけろ(上体ぞらし) ・ボールをよけろ(ブリッジ)	1 挨拶・出欠確認・健康観察 2 体ほぐしの運動(ラジオ体操第2、音楽に合わせてペアで運動) ねらい2 ねらいが異なる運動をバランスよく組み合わせで行う。 3 学習のねらい、流れを確認する。 グループの仲間と協力して、運動のねらいについて考えよう。 4 話し合いの方法についての説明を聞く。 5 運動のねらいを考える。 ・動画を見ながら、これまで自分たちが取り組んできた運動のねらいについてグループで考える。 A 体の柔らかさ ・じゃんけん開脚 ・人間ミラー B 巧みな動き ・ラダーじゃんけん C 力強い動き ・連続ジャンプ D 動きを持続する能力 ・長なわパス ・トラベラー 6 グループで出た意見を発表する。	3 学習のねらい、流れを確認する。 バランスよく体力を高めることのできる運動を見付けよう。 4 バランスよく体力を高めることのできる運動を考える。 ・運動例の資料を参考にして、高めたい体力の運動をグループで作成する。 ・ねらいを実現するためにお互いにアドバイスし合いながら話し合いを行う。 5 作成した運動の実践を行う。	3 学習のねらい、流れを確認する。 ねらいに応じた運動の行い方について話し合おう。 4 作成した運動を他のグループとお互いに見合っアドバイスする。 5 アドバイスをもとに、運動の改善を話し合う。 6 作成した運動の実践を行う。	3 学習のねらい、流れを確認する。 体の動きを高めるための適切な運動の組み合わせについて考えよう。 4 体の動きを高める運動の実践発表会 ①開会の言葉 ②実施上の注意 ③発表会 ④アドバイスタイム ⑤先生からの言葉 ⑥閉会の言葉 5 「体づくり運動」の学習について振り返る。
評価	知・技	①	②	③	④	⑤	⑥
思・判・表		①	②	③	④	⑤	⑥
学・人		①	②	③	④	⑤	⑥
準備物	学習カード 新体力テストの結果	学習カード BGM タイマー タブレット端末	学習カード BGM タイマー タブレット端末	学習カード BGM タイマー タブレット端末	学習カード BGM タイマー タブレット端末	学習カード BGM タイマー タブレット端末	学習カード BGM タイマー タブレット端末
カリ・マネ	欲求やストレスへの対処と心の健康 運動やスポーツの必要性和楽しさ			スポーツの学び方	身体機能の発達		

※指導内容と評価の整合性を図る。指導していないことを評価しない。

※体づくり運動でも評価の観点は「知・技」

※単元終了時に、総括的な評価へ
参考資料 P58

※単元の前半に評価の機会を設定した項目においてBまたはCであったものを、単元の終盤までにAまたはBとなるよう指導の充実を図ることが本来の評価の在り方である。単元の前半に評価したことをもってその観点の評価を確定することには留意が必要である。指導したことがどの程度身に付いているかを評価することは、単元の途中や終盤等において指導方針の修正を図るうえで極めて重要である。つまり、単元の目標を踏まえて評価規準を作成し、評価の観点を明確にしたうえで指導に当たることにより、指導内容が一層明確になる。 参考資料 P60

※6 評価規準：思考・判断②との整合性を図る。
本時の目標の語尾は「できるようにする」。

※目標なので
思考力、判断力、表現力等

8 本時の学習(4/7時間)

(1) 本時の目標

- 仲間と話し合う場面で、提示された参加の仕方に当てはめ、仲間との関わり方を見付けることができるようにする。(思考力、判断力、表現力等)

(2) 本時の学習評価

- 仲間と話し合う場面で、提示された参加の仕方に当てはめ、仲間との関わり方を見付けている。(思考・判断・表現)

※6
思判②
と同文

※本時の目標(学習内容)を実現するために、どのように学習活動を仕組んでいくのかを具体的に明記する。

※評価項目なので
思考・判断・表現

9 学習指導過程

7 指導と評価の計画：本時との整合性を図る。

段階	学習内容及び学習活動	指導上の留意点	○：評価項目 (評価方法) 【Aの例】	「努力を要する状況」と判断される生徒への手立て
はじめ 10分	1 あいさつ、出欠確認、健康観察、脈拍測定を行う。 2 体ほぐしの運動を行う。 ・ボールを使ったラジオ体操 ・ペアで音楽に合わせて運動 3 学習のねらい、学習の流れを確認する。	○ タイマーを用意し、個人で脈拍測定ができるようにする。 ○ 心と体をほぐし、本時の活動につなげることができよう、声をかける。	※本時の目標(学習内容)を実現するために、どのような指導を行うかを教師の立場から明記する。「どうやってそれをするのか」「なぜそれをするのか」「そうするとどうなるのか」等を明記する。	
	グループの仲間と協力して、運動のねらいについて考えよう。			
なか 35分	4 話し合いの方法について説明を聞く。 ・個人の意見を発表する。 ・理由を伝え合う。 ・動画を見ながら体験する。 ・グループで意見をまとめる。 5 これまでの学習で体験してきた運動をグループで確認し、ねらいごとに仕分けする。 A 体の柔らかさ ・じゃんけん開脚 ・人間ミラー B 巧みな動き ・ラダーじゃんけん C 力強い動き ・連続ジャンプ D 動きを持続する能力 ・長なわパス ・トラベラー 6 グループごとに発表する。	○ 運動のねらいを体感しながら考えられるように、実際に体を動かしながら話し合い活動を行うように指示する。 ○ 目で見ながら意見交換ができるように、運動名のカードを作成し、仕分けをさせる。 ○ 運動のねらいが4つに限定されないように、意図的な声かけを行う。 ○ 安全に留意しながら活動できるように、用具管理などを適時指導する。 ○ 仲間との関わり方を見付けられるように、自己評価をさせる。 ○ より多様な意見を聞くことができるように、話し合い活動の内容を発表させる。	※評価する学習活動と横並びとなるようにする。評価項目をそのまま明記する。 ○ 仲間と話し合う場面で、提示された参加の仕方に当てはめ、仲間との関わり方を見付けている。(観察・学習カード) 【Aの例】 仲間との関わり方を適切に見付けている。	※B評価 6②・8(2) と同文 実際に運動を行ったり、学習カードに記載したりする際に個別に助言する。 ※C評価 生徒への手立て
まとめ 5分	※「ねらい」と「まとめ」が一致すること 7 本時の学習の記録及び振り返りをする。 同じ運動でも、方法や強度・時間・回数によって、運動のねらいが変わる 8 本時のまとめと挨拶をする。	○ 適切な仲間との関わり方について発表させる。 ○ 次時の学習の意欲を高めるために、生徒の良かった点を称賛し、気付いた点を話す。	※A評価 「十分満足できる姿の設定例」 参考資料 P75	※評価方法 参考資料 P59~61 参照 AとCの生徒をチェックする。チェックがつかない生徒はBである。

新学習指導要領に対応した学習指導計画作成上の留意点（学習指導案作成例）

高等学校 科目「体育」：体づくり運動

第1学年 体育学習指導案

※視認性を高めるため、書体（UD フォント等）、大きさを工夫する。

※この色は学習指導要領解説体育編関連

※留意事項

令和 年 月 日（ ）校時
第1学年 組(男子〇〇名・女子△△名)
場 所 〇〇 高 校 体 育 館
指導者 職〇〇・氏名〇 〇 〇 〇

※学習指導要領解説体育編（以下解説）の目標（P42「知識及び技能」、P45「思考力、判断力、表現力等」、P46「学びに向かう力、人間性等」）に当たる。語尾を「～することができるようにする。」に変えて表記する。

1 単元名 体づくり運動（実生活に生かす運動の計画）

※「領域名」（解説 P41）「体育」の領域及び領域の内容

2 単元の目標

（1） 体づくり運動を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、運動を継続する意義、体の構造、運動の原則などを理解するとともに、健康の保持増進や体力の向上を目指し、目的に適した運動の計画を立てて取り組むことができるようにする。（知識及び運動）

ア 体ほぐしの運動では、手軽な運動を行い、心と体は互いに影響し変化することや心身の状態に気付き、仲間と自主的に関わり合うことができるようにする。

イ 実生活に生かす運動の計画では、ねらいに応じて、健康の保持増進や調和のとれた体力の向上を図るための運動の計画を立て取り組むことができるようにする。

※体づくり運動のみ運動他は技能

（2） 自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えることができるようにする。（思考力、判断力、表現力等）

（3） 体づくり運動に自主的に取り組むとともに、互いに助け合い教え合おうとすること、一人一人の違いに応じた動きなどを大切にしようとする、話し合いに貢献しようとするなどや、健康・安全を確保することができるようにする。（学びに向かう力、人間性等）

※保健体育科の目標（解説 P21） ※科目「体育」の目標（解説 P29～30）

3 運動の一般的特性

体づくり運動は、体ほぐしの運動と実生活に生かす運動の計画で構成され、自他の心と体に向き合って、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、心と体をほぐしたり、体の動きを高める方法を学んだりすることができる領域である。

高等学校では、これまでの学習を踏まえて「体を動かす楽しさや心地よさを味わい、自己の体力や生活に応じた継続的な運動の計画を立て、実生活に役立てること」などが求められる。

したがって入学年次では、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、運動を継続する意義、体の構造、運動の原則などを理解するとともに、健康の保持増進や体力の向上を目指し、目的に適した運動の計画を立て取り組むことができるようにすることが求められる。

※その領域や内容の運動の特性について明記する。

「体づくり運動」であれば、解説 P42 A 体づくり運動〔入学年次〕から抜粋

※この色は知識及び技能関連

※思考力、判断力、表現力等

※学びに向かう力、人間性等

4 生徒の実態

- (1) 運動に触れる楽しさの体験状況
本学級では、

※生徒の実態、体育の授業における状況、これまでの運動経験及び日常的な運動活動について明記する。

これまでの、保健体育の授業や部活動において

※これまでの学習（他教科等含む）において、指導内容がどの程度身に付いているのか、また、本単元に関するこれまでの運動の体験状況について明記する。

- (2) 「知識及び運動」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の習得状況
「知識及び運動」に関しては、

※主語は生徒

※体づくり運動のため、運動。
他は技能

※知識及び技能
解説 P42～45
※系統表
解説 P314～315

「思考力、判断力、表現力等」に関しては、

※思考力、判断力、表現力等
解説 P51～52
※系統表
解説 P316～321

「学びに向かう力、人間性等」に関しては

※学びに向かう力、人間性等
解説 P22～23
※系統表
解説 P322～323

※新体力テストのデータから単元とかかわる体力や学校として伸ばしたい体力の状況について明記する。

(3) 体力の状況

	男子					女子				
段階	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

体力テストにおいては、

総合評価の割合は、A・B 段階が〇〇%、C 段階が〇〇%、D・E 段階が〇〇%という結果であった。

〇〇平均より

男子は、 女子は、

DE 生徒は、

男女ともに、

テスト項目「〇〇」において、

部活動の加入状況等から、等

※体力向上に向けた具体的な取組
(各学校における体力向上プラン参照)
についても明記する。

※体力の向上については、
解説 P8～

※体力の向上を目指しとは、
解説 P25～

※体力の測定について
解説 P219～

※上記の児童の実態から、教師がどのような内容に重点を置き、指導していくかを具体的に明記する。
その際に、単元の目標を具現化するため、教師の意図的・計画的な指導が明記する。

5 学習を進めるに当たって

※主語は教師

本単元では、

単元を構成するに当たっては、

単元のはじめのオリエンテーションでは、

単元前半では、

単元後半では、

単元の終わりには、〇〇大会を

単元を通して、

「見方・考え方」を働かせる学習過程を工夫することにより、

※体づくり運動
解説 P14(カ)
P33～

※「見方・考え方」を働かせる学習過程を工夫する
解説 P22～23

※主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
解説 P18

授業前半の〇〇では、

授業後半の〇〇では、

その過程で、〇〇できるようにしていきたい。

学習カードは

そのために、

また、単元を通してタブレット端末を効果的に活用していきたい。

※研究の視点や
本時に該当する部分は
書体を変えたり、
太字にしたり、
アンダーラインを引くなどして
分かりやすくする。

※主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、解説 P217～218・P18

本時において、

はじめの段階では、ペア活動（体の柔らかさや力強い動きを高めるための運動）を音楽に合わせて～

※課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して～ 解説 P11

※課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習過程とは～ 解説 P23

なかの段階ではまず、「〇〇するためには、どうすればよいか」とねらいを確認する。

まとめの段階では、「〇〇するためには、〇〇すればよい」と学習のまとめをする。

カリキュラム・マネジメントの視点から、「保健」との関連を図った指導を充実する観点から、「保健」における精神疾患の予防と回復などの内容との関連を図り、教科等横断的な学びが実現するよう指導を進めていきたい。

カリキュラム・マネジメントについて明記する。（学校行事：運動会等含む）

※解説 P4 (4)・P9②・P13・P14 カ

学習評価については「指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料」中学校 保健体育を参考とする。高等学校編は令和3年度中に発行予定であり、中学校を参考に作成している。

6 単元の評価規準（○中学第3学年 ●高校入学年次 ◎共通）

	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
内容のまとまりごとの評価規準	○定期的・計画的に運動を継続することは、心身の健康、健康や体力の保持増進につながる意義があることを言ったり書き出したりしている。 ◎運動を安全に行うには、関節の負荷がかかりすぎないようにすることや軽い運動から始めるなど、徐々に筋肉を温めてから行うことを言ったり書き出したりしている。 ●運動を計画して行う際は、どのようなねらいをもつ運動か、偏りがいないか、自分に合っているかなどの運動の原則があることを言ったり書き出したりしている。 ●実生活で運動を継続するには、行いやすいこと、無理のない計画であることなどが大切であることを言ったり書き出したりしている。 ※「体づくり運動」の体ほぐしの運動は、技能の習得・向上をねらいとするものでないこと、実生活にいかす運動の計画は、運動の計画を立てることが主な目的となることから、「技能」の評価規準は設定していない。	●ねらいや体力の程度を踏まえ、自己や仲間の課題に応じた強度、時間、回数、頻度を設定している。 ◎健康や安全を確保するために、体力や体調に応じた運動の計画等について振り返ることができている。 ●課題を解決するために仲間と話し合う場面で、合意形成するための関わり方を見付け、仲間に伝えている。 ○体力の程度や性別等の違いに配慮して、仲間とともに体づくり運動を楽しむための活動の方法や修正の仕方を見付けている。 ●体づくり運動の学習成果を踏まえて、実生活で継続しやすい運動例や運動の組み合わせの例を見付けている。	●体づくり運動の学習に自主的に取り組もうとしている。 ○仲間に課題を伝え合うなど、互いに助け合い教え合おうとしている。 ●一人一人の違いに応じた動きや交流、発表の仕方などを大切にしようとしている。 ●自己や仲間の課題解決に向けた話し合いに貢献しようとしている。 ○健康・安全を確保している。
単元の評価規準	①定期的・計画的に運動を継続することは、心身の健康、健康や体力の保持増進につながる意義があることを言ったり書き出したりしている。 ②運動を安全に行うには、関節の負荷がかかりすぎないようにすることや軽い運動から始めるなど、徐々に筋肉を温めてから行うことを言ったり書き出したりしている。 ③運動を計画して行う際は、どのようなねらいをもつ運動か、偏りがいないか、自分に合っているかなどの運動の原則があることを言ったり書き出したりしている。 ④実生活で運動を継続するには、行いやすいこと、無理のない計画であることなどが大切であることを言ったり書き出したりしている。	①ねらいや体力の程度を踏まえ、自己や仲間の課題に応じた強度、時間、回数、頻度を設定している。 ②健康や安全を確保するために、体力や体調に応じた運動の計画等について振り返ることができている。 ③課題を解決するために仲間と話し合う場面で、合意形成するための関わり方を見付け、仲間に伝えている。 ④体づくり運動の学習成果を踏まえて、実生活で継続しやすい運動例や運動の組み合わせの例を見付けている。	①体づくり運動の学習に自主的に取り組もうとしている。 ②自己や仲間の課題解決に向けた話し合いに貢献しようとしている。 ③本時を囲む

評価規準は、学習指導要領解説の例示から語尾を変えて作成する。

※語尾
「～できる」(技能)

※語尾
「～している」(知識、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度の「健康・安全」)

※語尾
「～しようとしている」(主体的に学習に取り組む態度の「健康・安全」はしている。)

単元の学習計画及び評価計画については「指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料」中学校 保健体育の P53 を参考とする。

7 単元の学習計画及び評価計画

時間		1	2	3	4	5	6	7	⑧本時	9	10
指導内容 (学習の重点)	知	①運動を継続する意義	②体の構造		③運動の原則					④実績活で運動を継続する方法	
	思			①課題の応じた設定		②体力や体調に応じた設定	④運動の組合せ		②他者に伝える力		
	学		①自主性					②話し合いに貢献する。			
学習活動	0	【オリエンテーション】 ○学習のねらいを確認する。 ○学習の進め方を知り、見通しを持たせる。 ○学習のルールを確認する。 ○知識に関する学習① ・既習の確認 ・体づくり運動	体はぐしの運動① ○リズムジャンプ① ・ペアもしくはグループでの活動 ・バーストレッチや緊張を解いて脱力したりする運動 ・仲間と動きを合わせたり、対応する運動		座学 ○知識に関する学習 ・運動を軽視する意義 ・体の構造 ・運動の原則 ・運動の計画を立てる。 ・宮崎県高等学校体育研究会作成の体づくり(運動実践事例集)を活用する。	体はぐしの運動② ○リズムジャンプ② ○ボールを使った運動 ・音楽に合わせてペアで運動 ・効率の良い組み合わせ ・感じたことを互いに伝えあう		体はぐしの運動③ ○リズムジャンプ③ 発展的な内容を仲間と考え、実践する。 ○実生活に取り入れることを目指し、グループごとにこれまで学んだ体はぐしの運動を組み合わせて実践する。 ○感じたことを互いに伝え合う。		実生活に生かす運動の計画③ 発表会② ○コース別に発表会を実施。相互評価を行う。	
	10		実生活に生かす運動の計画 ① 調和のとれた体力の向上 ○ねらいに応じた運動を行う(中1・2 復習)		実生活に生かす運動の計画 ① 調和のとれた体力の向上 ○ねらいに応じた運動を行う(中1・2 復習)	実生活に生かす運動の計画③ ○自己の体力、健康、生活習慣を分析する。 ○ねらいの選択(コース) ・健康 ・運動 ○ねらいに応じた運動を計画する。 ○計画した運動をグループの仲間と協力して実践する。 ○計画した運動を修正する。(PDCA)		実生活に生かす運動の計画③ ○ルーブリック評価の確認 ○運動計画の修正 ・タブレット端末を活用して運動計画の修正・見直し ・運動計画を見直すための新たな考え方や方法を他者にわかりやすく伝える。 ・さらなる課題解決に向けて修正を終えた他のグループと相互学習をする。		実生活に生かす運動の計画③ ○相互評価をフィードバックし、学習のまとめを行う。	
	20		体はぐしの運動① ○ペアもしくはグループでの活動 ・バーストレッチや緊張を解いて脱力したりする運動 ・仲間と動きを合わせたり、対応したりする運動 ・仲間と協力して課題に挑戦する運動		○自己の体力、健康、生活習慣を分析する。 ○ねらいを選択する。 ○学習カード・計画書の記入の仕方を理解する。 ○グループ編成	健康に生活するための体力の向上を図る運動の計画と実践 運動不足の解消や体調維持のために、食事や睡眠などの生活習慣の改善も含め、休憩時間や家庭などで日常的に行うことができるよう効率のよい組み合わせやバランスのよい組み合わせで運動の計画を立てて取り組むこと。 運動を行うための体力の向上を図る運動の計画と実践 調和のとれた体力の向上を図ったり選択した運動やスポーツの場面で必要とされる体の動きを高めたりするために、効率のよい組み合わせで運動の計画を立てて取り組むこと。		相互評価をフィードバックし、学習のまとめを行う。		知識の確認 ・運動を継続する意義 ・体の構造 ・運動の原則など	
	30		体はぐしの運動① ○ペアもしくはグループでの活動 ・バーストレッチや緊張を解いて脱力したりする運動 ・仲間と動きを合わせたり、対応したりする運動 ・仲間と協力して課題に挑戦する運動		○自己の体力、健康、生活習慣を分析する。 ○ねらいを選択する。 ○学習カード・計画書の記入の仕方を理解する。 ○グループ編成	健康に生活するための体力の向上を図る運動の計画と実践 運動不足の解消や体調維持のために、食事や睡眠などの生活習慣の改善も含め、休憩時間や家庭などで日常的に行うことができるよう効率のよい組み合わせやバランスのよい組み合わせで運動の計画を立てて取り組むこと。 運動を行うための体力の向上を図る運動の計画と実践 調和のとれた体力の向上を図ったり選択した運動やスポーツの場面で必要とされる体の動きを高めたりするために、効率のよい組み合わせで運動の計画を立てて取り組むこと。		相互評価をフィードバックし、学習のまとめを行う。		知識の確認 ・運動を継続する意義 ・体の構造 ・運動の原則など	
	35	体はぐしの運動① ○ペアもしくはグループでの活動 ・バーストレッチや緊張を解いて脱力したりする運動 ・仲間と動きを合わせたり、対応したりする運動 ・仲間と協力して課題に挑戦する運動		○自己の体力、健康、生活習慣を分析する。 ○ねらいを選択する。 ○学習カード・計画書の記入の仕方を理解する。 ○グループ編成	健康に生活するための体力の向上を図る運動の計画と実践 運動不足の解消や体調維持のために、食事や睡眠などの生活習慣の改善も含め、休憩時間や家庭などで日常的に行うことができるよう効率のよい組み合わせやバランスのよい組み合わせで運動の計画を立てて取り組むこと。 運動を行うための体力の向上を図る運動の計画と実践 調和のとれた体力の向上を図ったり選択した運動やスポーツの場面で必要とされる体の動きを高めたりするために、効率のよい組み合わせで運動の計画を立てて取り組むこと。		相互評価をフィードバックし、学習のまとめを行う。		知識の確認 ・運動を継続する意義 ・体の構造 ・運動の原則など		
	45	体はぐしの運動① ○ペアもしくはグループでの活動 ・バーストレッチや緊張を解いて脱力したりする運動 ・仲間と動きを合わせたり、対応したりする運動 ・仲間と協力して課題に挑戦する運動		○自己の体力、健康、生活習慣を分析する。 ○ねらいを選択する。 ○学習カード・計画書の記入の仕方を理解する。 ○グループ編成	健康に生活するための体力の向上を図る運動の計画と実践 運動不足の解消や体調維持のために、食事や睡眠などの生活習慣の改善も含め、休憩時間や家庭などで日常的に行うことができるよう効率のよい組み合わせやバランスのよい組み合わせで運動の計画を立てて取り組むこと。 運動を行うための体力の向上を図る運動の計画と実践 調和のとれた体力の向上を図ったり選択した運動やスポーツの場面で必要とされる体の動きを高めたりするために、効率のよい組み合わせで運動の計画を立てて取り組むこと。		相互評価をフィードバックし、学習のまとめを行う。		知識の確認 ・運動を継続する意義 ・体の構造 ・運動の原則など		
	50	体はぐしの運動① ○ペアもしくはグループでの活動 ・バーストレッチや緊張を解いて脱力したりする運動 ・仲間と動きを合わせたり、対応したりする運動 ・仲間と協力して課題に挑戦する運動		○自己の体力、健康、生活習慣を分析する。 ○ねらいを選択する。 ○学習カード・計画書の記入の仕方を理解する。 ○グループ編成	健康に生活するための体力の向上を図る運動の計画と実践 運動不足の解消や体調維持のために、食事や睡眠などの生活習慣の改善も含め、休憩時間や家庭などで日常的に行うことができるよう効率のよい組み合わせやバランスのよい組み合わせで運動の計画を立てて取り組むこと。 運動を行うための体力の向上を図る運動の計画と実践 調和のとれた体力の向上を図ったり選択した運動やスポーツの場面で必要とされる体の動きを高めたりするために、効率のよい組み合わせで運動の計画を立てて取り組むこと。		相互評価をフィードバックし、学習のまとめを行う。		知識の確認 ・運動を継続する意義 ・体の構造 ・運動の原則など		
	55	○本時の振り返り ○次時の確認 ○用具や場の片づけ ○整列・挨拶									
評価	知	①	②		③					④	総括的評価
	思学		①	①		②	④		③		
体育理論	人間にとって「動く」とは何か							②			
保健	運動・休養と健康 生活習慣病とその予防	心身の相関とストレス			食事と健康 運動・休養と健康 ストレスへの対処					自己実現	

※6 評価規準：思考・判断③との整合性を図る。

本時の目標の語尾は「できるようにする」。

※目標なので

思考力、判断力、表現力等

8 本時の学習(8/10時間)

(1) 本時の目標

- 課題を解決するために仲間と話し合う場面で、合意形成するための関わり方を見付け、仲間に見えることができるようにする。(思考力、判断力、表現力等)

(2) 本時の評価項目

- 課題を解決するために仲間と話し合う場面で、合意形成するための関わり方を見付け、仲間に見えるようとしている

※6
思判③
と同文

※本時の目標(学習内容)を実現するために、どのように学習活動を仕組んでいくのかを具体的に明記する。

7 指導と評価の計画：第8時(本時)との整合性を図る。

(思考・判断・表現)

※評価項目なので

思考・判断・表現

9 学習指導過程

段階	学習内容及び学習	指導上の留意点	○：評価項目 (評価方法) 【Aの例】	「努力を要する」状況と判断される生徒 への手立て
はじめ 5分	1 集合、整列、挨拶、健康観察	・自分たちで作成したプログラムから選択させることで、個人の課題解決となる運動に取り組めるようにする。	※本時の目標（学習内容）を実現するために、どのような指導を行うかを教師の立場から明記する。「どうやってそれをするのか」「なぜそれをするのか」「そうするとどうなるのか」等を明記する。	
	2 本時のねらい、学習の流れを確認する。			
運動計画を完成させるために、習得した知識を基に仲間と話し合いながら合意形成するための関わり方を見付け、仲間に伝えることができるように工夫しよう！				
なか 40分	3 体ほぐしの運動をする ・ストレッチを行う ・リズムジャンプを行う 発展的な内容を仲間と考え、実践する。 4 実生活に生かす運動の計画を行う。 ・評価の確認をする。 ・前時までの進捗状況を確認し、各グループでの新たな課題を見付ける。 ・タブレット端末を活用し情報収集や実際に撮影しながら多面的に修正・見直しを行う。 ・動画・運動計画を他のグループと見せ合い、アドバイスをもらい情報収集し、グループの運動計画を修正し、まとめる。 ・グループ内での振り返りと次時の課題を確認する	・音楽に合わせて心が弾む雰囲気を持たせる。 ・仲間と協力して課題達成に取り組ませる。 ・ループリックを活用して評価項目を再確認させ、指導と評価の一体化を図る。 ・回数や強度、運動の選択が適切かを確認させながら取り組ませる。 ・タブレット端末を活用して修正、見直しを行わせる。 ・巡視しながら課題に沿った計画が立てられているか、どの部分が高まっているのか等の問いかけを行う。 ・現状を整理し、今後の見通しを持たせる。	※B評価 6③・8(2) と同文 ○課題を解決するために仲間と話し合う場面で、合意形成するための関わり方を見付け、仲間に伝えている (観察) 【Aの例】 合意形成するために仲間の意見を否定せずスムーズな関わり方を見付け、分かりやすく仲間に伝えている。 ※A評価 「十分満足できる」	○グループ活動に関わり課題の見つけ方や仲間への伝え方を助言する。また、生徒が話しやすい雰囲気を作るようにする。 【Cの例】 話し合いに関わる事ができない。仲間に伝えることができない。 ※C評価 「努力を要する」生徒への手立て
まとめ 5分	5 本時の振り返り ※「ねらい」と「まとめ」が一致すること。 ○○するためには ○○すればよい 6 健康状態の確認 挨拶、解散	・本時の内容の振り返りを行う。 ・次時の確認		

高等学校 科目「体育」：球技（ゴール型）

第3学年 体育学習指導案

※視認性を高めるため、書体（UD フォント等）、大きさを工夫する。

※この色は学習指導要領解説体育編関連

※留意事項

令和〇年〇月〇日〇曜日〇校時
第3学年〇組（男子〇名、女子〇名）
場 所 〇〇〇〇高等学校体育館
指導者 職 〇〇・氏名 〇〇 〇〇

※学習指導要領解説体育編（以下解説）の目標（P42「知識及び技能」、P45「思考力、判断力、表現力等」、P46「学びに向かう力、人間性等」に当たる。語尾を「～することができるようにする。」に変えて表記する。

1 単元名 球技（ゴール型：バスケットボール）

※「領域名」（解説 P41）「体育」の領域及び領域の内容 種目

2 単元の目標

- (1) 次の運動について、勝敗を競ったりチームや自己の課題を解決したりするなどの多様な楽しさや喜びを味わい、技術などの名称や行い方、体力の高め方、課題解決の方法、競技会の仕方などを理解するとともに、作戦や状況に応じた技能で仲間と連携しゲームを展開することができるようにする。
イ ゴール型では、状況に応じたボール操作と空間を埋めるなどの動きによって空間への侵入等から攻防をすることができるようにする。（知識及び技能）
- (2) 生涯にわたって運動を豊かに継続するためのチームや自己の課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて取り組み方を工夫するとともに、自己やチームの考えたことを他者に伝えることができるようにする。（思考力、判断力、表現力等）
- (3) 球技に主体的に取り組むとともに、フェアなプレイを大切にしようとする、合意形成に貢献しようとする、一人一人の違いに応じたプレイなどを大切にしようとする、互いに助け合い高め合おうとすることなどや、健康・安全を確保することができるようにする。（学びに向かう力、人間性）

※保健体育科の目標（解説 P21） ※科目「体育」の目標（解説 P29～30）

3 運動の一般的特性

球技は、ゴール型、ネット型及びベースボール型などから構成され、個人やチームの能力に応じた作戦を立て、集団対集団、個人対個人で勝敗を競うことに楽しさや喜びを味わうことのできる運動である。

入学年次の次の年次（その次の年次）以降の球技では、多様な楽しさや喜びを味わい、技術の名称や行い方などを理解するとともに、仲間と連携しゲームを展開すること、生涯にわたって運動を豊かに継続するための課題に取り組み、考えたことを他者に伝えること及び球技に主体的に取り組むとともに、公正、協力、責任、参画、共生などの意欲を育み、健康・安全を確保することができるようにする。

なお、球技の多様な楽しさや喜びを味わうこととは、勝敗を競ったりすることを通して得られる楽しさや喜びに加えて、体力や技能の程度等にかかわらず、「する、みる、支える、知る」などのスポーツの多様な楽しさや喜びを味わうことである。

指導に際しては、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の内容をバランスよく学習させ、自己に適したスポーツとの多様な関わり方を考える機会を充実することで、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現を目指すことが大切である。

※その領域や内容の運動の特性について明記する。

「球技」であれば、解説 P114 E 球技〔入学年次〕、P121〔入学年次の次の年次以降〕 から抜粋

※この色は知識及び技能関連

※思考力、判断力、表現力等

※学びに向かう力、人間性等

4 生徒の実態

- (1) 運動に触れる楽しさの体験状況
本学級では、

※生徒の実態、体育の授業における状況、
これまでの運動経験及び日常的な運動活動
について明記する。

これまでの、保健体育の授業や部活動において

※これまでの学習（他教科等含む）において、指導内容がどの程度身に付いているのか、
また、本単元に関するこれまでの運動の体験状況について明記する。

- (2) 「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の習得状況
「知識及び技能」に関しては、

※主語は生徒

※知識及び技能
解説 P122～127
※系統表
解説 P132～134

「思考力、判断力、表現力等」に関しては、

※思考力、判断力、表現力等
解説 P127～128
※系統表
解説 P320～321

「学びに向かう力、人間性等」に関しては、

※学びに向かう力、人間性等
解説 P22～23
※系統表
解説 P322～323

※新体力テストのデータから単元とかかわる体力や学校として伸ばしたい体力の状況について明記する。

- (3) 体力の状況

	男子					女子				
段階	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

体力テストにおいて、総合評価の割合は、A・B段階が〇〇%、C段階が〇〇%、D・E段階が〇〇%という結果であった。

全国平均と比較して、
男子は、

※体力向上に向けた具体的な取組
（各学校における体力向上プラン参照）
についても明記する。

※体力の向上については、
解説 P8～

女子は、

※体力の向上を目指しとは、
解説 P25～

県平均と比較して、
男子は、

※体力の測定について
解説 P219～

女子は、

男女ともに、

個別には、テスト項目「〇〇」において、

部活動の加入状況等から、等

5 学習を進めるに当たって

本単元では、

教師は、

単元を構成するに当たっては、

単元のはじめのオリエンテーションでは、

単元の前半（中盤、後半）では、

単元の終わりに、〇〇大会を実施し、

「見方・考え方」を働かされる学習過程を工夫することにより、

※主語は教師

※球技

解説 P15(コ 球技)
P33～P41

※「見方・考え方」を働かせる学習過程を工夫する 解説 P22～23

※主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
解説 P18 ア(ア)

授業前半の〇〇では、

授業後半の〇〇では、

その過程で、〇〇できるようにしていきたい。

学習カードは

そのために、

また、単元を通してタブレット端末を効果的に活用していきたい。

※研究の視点や

本時に該当する部分は

書体を変えたり、

太字にしたり、

アンダーラインを引くなどして
分かりやすくする。

※主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、解説 P217～218・P18

本時において、

はじめの段階では、ペア活動(体の柔らかさや力強い動きを高めるための運動)を音楽に合わせて～

※課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して～ 解説 P11

※課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習過程とは～ 解説 P23

なかの段階ではまず、「〇〇するためには、どうすればよいか」とねらいを確認する。

まとめの段階では、「〇〇するためには、〇〇すればよい」と学習のまとめをする。

カリキュラム・マネジメントの視点から、「保健」との関連を図った指導を充実する観点から、「保健」における精神疾患の予防と回復などの内容との関連を図り、教科等横断的な学びが実現するよう指導を進めていきたい。

カリキュラム・マネジメントについて明記する。(学校行事：運動会等含む)

※解説 P4 (4)・P9②・P13・P14 カ

6 単元の評価規準

	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に取り組む態度	
「内容のまとまりごとの評価規準」	○知識 ・球技では、各型の各種目の局面ごとに技術や戦術、作戦の名称があり、それぞれの技術、戦術、作戦には、攻防の向上につながる重要な動きのポイントや安全で合理的、計画的な練習の方法があることについて言ったり書き出したりしている。 ・球技の型や種目によって必要な体力要素があり、その型や種目の技能に関連させながら体力を高めることができることについて言ったり書き出したりしている。 ○課題解決の方法には、チームや自己に応じた目標の設定、目標を達成するための課題の設定、課題解決のための練習法などの選択と実践、ゲームなどを通した学習成果の確認、新たな目標の設定といった過程があることについて言ったり書き出したりしている。 ○競技会で、ゲームのルール、運営の仕方や役割に応じた行動の仕方、全員が楽しむためのルール等の調整の仕方などがあることについて言ったり書き出したりしている。	○技能 ・自陣から相手陣地の侵入しやすい場所に移動することができる。 ・シュートやトライをしたり、パスを受けたりするために味方が作り出した空間に移動することができる。 ・侵入する空間を作り出すために、チームの作戦に応じた移動や動きをすることができる。 ・得点を取るためのフォーメーションやセットプレイなどのチームの役割に応じた動きをすることができる。 ○チームの作戦に応じた守備位置に移動し、相手のボールを奪うための動きをすることができる。 ○味方が抜かれた際に、攻撃者を止めるためのカバーの動きをすることができる。 ○一定のエリアから得点しにくい空間に相手や相手のボールを追いつく守備の動きをすることができる。 ※ネット型、ベースボール型は省略。	・選択した運動について、チームや自己の動きを分析して、良い点や修正点を指摘し、他者に伝えている。 ・課題解決の過程を踏まえて、チームや自己の新たな課題を発見し、他者に伝えている。 ・チームや自己の課題を解決するための練習の計画を立て、他者に伝えている。 ・練習やゲームの場面で、チームや自己の危険を回避するための活動の仕方を提案し、他者に伝えている。 ・練習やゲームを行う場面で、チームや自己の活動を振り返り、よりよいマナーや行為について提案し、他者に伝えている。 ・チームでの学習で状況に応じてチームや自己の役割を提案し他者に伝えている。 ◎チームでの話合いの場面で、合意を形成するための調整の仕方を見付け、他者に伝えている。 ○体力や技能の程度、性別等の違いを超えて、仲間とともに球技を楽しむための調整の仕方を見付け、他者に伝えている。 ○球技の学習成果を踏まえて、自己に適した「する、みる、支える、知る」などの運動を生涯にわたって楽しむための関わり方を見付け、他者に伝えている。	・球技の学習に主体的に取り組もうとしている。 ・フェアなプレイを大切にしようとしている。 ・作戦などを話し合う場面で、合意形成に貢献しようとしている。 ・一人一人の違いに応じたプレイなどを大切にしようとしている。 ○仲間の課題を指摘するなど、互いに助け合い高め合おうとしている。 ◎危険の予測をしながら回避行動をとるなど、健康・安全を確保しようとしている。
	「単元の評価規準」	① 課題解決の方法には、チームや自己に応じた目標の設定、目標を達成するための課題の設定、課題解決のための練習法などの選択と実践、ゲームなどを通した学習成果の確認、新たな目標の設定といった過程があることを言ったり書き出したりしている。 ② 競技会で、ゲームのルール、運営の仕方や役割に応じた行動の仕方、全員が楽しむためのルール等の調整の仕方などがあることを言ったり書き出したりしている。	① チームの作戦に応じた守備位置に移動し、相手のボールを奪うための動きをすることができる。 ② 味方が抜かれた際に、攻撃者を止めるためのカバーの動きをすることができる。 ③ 一定のエリアから得点しにくい空間に相手や相手のボールを追いつく守備の動きをすることができる。 ③ 本時を囲む	① チームでの話合いの場面で、合意を形成するための調整の仕方を見付け、他者に伝えている。 ② 体力や技能の程度、性別等の違いを超えて、仲間とともに球技を楽しむための調整の仕方を見付け、他者に伝えている。 ③ 球技の学習成果を踏まえて、自己に適した「する、みる、支える、知る」などの運動を生涯にわたって楽しむための関わり方を見付け、他者に伝えている。

※語尾

「～できる」(技能)

※語尾

「～している」(知識・思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度の「健康・安全」)

※語尾

「～しようとしている」(主体的に学習に取り組む態度の「健康・安全」はしている。)

単元の学習計画及び評価計画については「指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料」
中学校 保健体育の P53 を参考とする。

7 単元の指導と評価の計画（1～7／15時間）

時間		1	2	3	4	5	6	7
指導内容	知	①目標、課題設定、練習法の選択等						②全員が楽しむためのルール等の調整の仕方など
	技				①相手のボールを奪うための動き等	②攻撃者を止めるカパーの動き等	③相手ボールを追い出す守備の動き等	
	思							
	学		①仲間の課題を指摘するなど、互いに助け合い高め合う等	②危険予測する、回避行動をとるなど、健康・安全を確保				
学習の流れ	0	健康観察・本時のねらいの確認・準備運動						
	5	オリエンテーション	ボール操作 ・シュート ・パス ・キャッチ ・ドリブル 等		ボール操作の反復練習Ⅰ ・シュート、パス、ドリブル等			課題発見のためのゲーム ・4対4
	10				課題発見のためのゲーム ・1対1（45°から） ・2対2			
	15							
	20							
	25	ボール慣れゲーム （ボール操作）	簡易ゲーム （ゲームに入る前） ・パスゲーム ・シュートゲーム ・3オン3のゲーム 等		課題解決のためのゲーム ・2対1 ・3対2			簡易ゲームⅠ ・全員が楽しむためのルールをつくるためのゲーム
	30							
	35							
	40							
	45	7 整理運動・学習の振り返り・次時の確認						
50								
評価の機会	知	①						②
	技							
	思				(①)	(②)	(③)	
	態		①	②				
準備物		バスケットボール、カラーコーン、デジタイマー、タブレット端末、プロジェクター						
カリ・マネ		科目「保健」 (1)現代社会と健康 (2)生活習慣病などの予防と回復 (3)精神疾患の予防と回復						

7 単元の指導と評価の計画（8～15／15時間）

8	9	10	11	12	13	14	15
			(①)ゲームを通し学習成果の確認、新たな目標の設定				
				(①)相手のボールを奪うための動き等	(②)攻撃者を止めるカパーの動き等	(③)相手ボールを追い出す守備の動き等	
①合意形成、調整の仕方を見付け、他者に伝えること等	②仲間と楽しむ調整の仕方を見付け、他者に伝えること等	③運動を楽しむ関わり方を見付け、他者に伝えること等					
							(①)仲間の課題を指摘する、互いに助け合い高め合う等
ボール操作の反復練習Ⅱ ・シュート、パス、ドリブル等							
課題発見のためのゲーム ・4対4	簡易ゲームⅡ ・全員が楽しむためのルールでのゲーム		リーグ戦Ⅰ ・前時までの学習を踏まえ、ゲームのルール、運営の仕方や役割に応じた行動の仕方、全員が楽しむためのルール等で、自分たちでリーグ戦を開催する。	リーグ戦Ⅱ ・リーグ戦Ⅰを踏まえ、課題を解決し、全員が楽しむための更に改善したルールでリーグ戦を開催する。			まとめのゲーム・リーグ戦のまとめ
簡易ゲームⅠ							
単元のまとめ							
			(①)				総括的な評価
				①	②	③	
①	②	③					
②安全な社会生活 (イ)応急手当							

8 本時の学習（7／15時間）

※6 評価規準：知識②との整合性を図る。

※目標なので
思考力、判断力、表現力等

(1) 本時の目標

本時の目標の語尾は「できるようにする」。

- 競技会で、ゲームのルール、運営の仕方や役割に応じた行動の仕方、全員が楽しむためのルール等の調整の仕方などがあることを理解することができる。（知識及び技能）

(2) 本時の評価項目

- 競技会で、ゲームのルール、運営の仕方や役割に応じた行動の仕方、全員が楽しむためのルール等の調整の仕方などがあることを理解している。（知識・技能）

※6
思判③
と同文

※本時の目標（学習内容）を実現するために、どのように学習活動を仕組んでいくのかを具体的に明記する。

※評価項目なので
思考・判断・表現

7 指導と評価の計画：第7時（本時）との整合性を図る。

9 学習指導過程

段階	時間	学習内容及び 学習活動	指導上の留意点	○：評価項目 (評価方法)【Aの例】	「努力を要する」状況と判断 される生徒への手立て
はじめ	0 5	1 用具や場の準備 2 集合、整列、挨拶 3 健康観察 4 準備運動	・ ひなたプログラム等から、個人の課題解決となる行動を選べるようにする。	※本時の目標（学習内容）を実現するために、どのような指導を行うかを教師の立場から明記する。「どうやってそれをするのか」「なぜそれをするのか」「そうするとどうなるのか」等を明記する。	
なか	10	5 本時のねらいの確認			
		(1)競技会で、ゲームのルール、運営の仕方や役割に応じた行動の仕方を理解しよう。 (2)全員が楽しむためのルール等の調整の仕方などがあることを理解しよう。			
	15	・最後のリーグ戦に向けた ① ゲームのルール作り ② 試合方式の決定 ③ 運営の仕方、役割分担の確認	・ゲームのルール、リーグ戦などの試合方式、運営の仕方や役割に応じた行動の仕方を理解できるように説明する。 ・全員が楽しむためのルール等の調整の仕方があることを理解できるように説明する。	○競技会で、ゲームのルール、運営の仕方や役割に応じた行動の仕方、全員が楽しむためのルール等の調整の仕方などがあることを理解している。(観察・学習カード)	○ゲームのルール、運営の仕方や役割に応じた行動の仕方、全員が楽しむためのルール等の調整の仕方などについて、具体的な例を示しながら、クラスにあったものを考えさせる。
	20	6 ボール操作の反復練習。	・シュート、パス、ドリブル等の動作を練習する。	【Aの例】	
	25	7 課題発見のためのゲーム（4対4）	・決めたルールに沿ってゲームを行う。	クラスの状況を踏まえ全員が楽しむための運営の仕方、ルール等を理解している。	
	30 35 40 45	8 簡易ゲームⅠ ・全員が楽しむためのルール等を工夫する	・ルールに支障があれば調整し全員が楽しむためのルールを決める。		
まとめ	50	9 本時のまとめ ・学習カードへの記入 ・発表等	課題解決を通して、良かったルール等のポイントを確認する。	※A評価 「十分満足できる」	※C評価 「努力を要する」 生徒への手立て
		(1)競技会には、○○のようなゲームのルール、運営の仕方や役割に応じた行動の仕方がある。 (2)全員が楽しむためには、○○のようにルール等を工夫する必要がある。			
		10 整理運動、片付け ※「ねらい」と「まとめ」が一致すること。	・次時の課題解決に向けての意欲向上を図る。		

6 運動部活動について

(1) 部活動の教育的意義について

ア 部活動とは

学校の部活動は、学校が設置するものであり、学校の教育活動の一環として位置付けられ、生徒の健全育成に大きな役割を果たしています。部活動の歴史は古く、明治時代の学校制度発足から今日に至るまでその歴史を刻んできました。

長い歴史の中で、多くの人が部活動により、生涯の友を得たり、社会経験を積んだりしており、人間形成や健全育成においても、多大な貢献をしてきました。また、これまで我が国の文化・スポーツ等の基盤を支え、世界に誇る人材を輩出したり、人々に夢や希望を与えたりしてきました。

イ 学校教育活動における部活動の位置付け

学校の教育活動は、学習指導要領に示された各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等で定められた「教育課程」の内容と、学校が計画する休み時間や登下校、放課後の課外活動等の「教育課程外」の内容で構成されています。

部活動は、教育課程外に学校が計画し、教育課程内の活動との関連を図りながら実施される教育活動です。

学校の教育活動	
教育課程	教育課程外
学習指導要領に基づく領域	学校が計画する領域
◆ 各教科、道徳、総合的な学習の時間 及び特別活動等	◆ 放課後の課外活動 ◆ 休み時間、登下校等

ウ 学習指導要領における位置付け【総則とのかかわり】

部活動の指導及び運営等に当たっては、中学校学習指導要領第1章総則第5の1ウ（高等学校学習指導要領第1章総則第6款の1ウ）に示された部活動の意義と留意点を踏まえて行うことが重要です。

《中学校 学習指導要領 第1章 総則 第5の1ウ》 平成29年3月
《高等学校 学習指導要領 第1章 総則 第6款の1ウ》 平成30年3月

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

また、中学校学習指導要領解説（保健体育編 平成 29 年 7 月）には、部活動の意義と留意点等を次のように示すとともに、「運動部の活動」についても解説しています。

【意義】

スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。

【留意点】

部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第 2 章以下に示す各教科等の目標及び内容との関連にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するように促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにすること。

【配慮事項】

一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営の工夫を行うこと。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や部活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要です。

エ 運動部活動の学校教育における位置付け、意義、役割等

運動部活動は、スポーツの技能等の向上のみならず、生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現に意義を有するものとなることが望まれます。

○ 学校教育の一環として行われる運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、生徒に下記のような様々な意義や効果をもたらすものと考えられます。

- スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
- 体力向上や健康の増進につながる。
- 保健体育科等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、運動部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。
- 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の育成につながる。

「運動部活動でのガイドライン（平成 25 年 5 月 文部科学省）」抜粋

(2) 運動部活動の適切な運営について

運動部活動は学校教育の一環として、その管理の下に行われ、学校が計画的に実施するものです。各学校の実態に応じた指導体制を確立するとともに、効果的、計画的な指導に向けて各部を機能的に活動させるよう努めることが大切です。下の「運動部活動の指導・運営チェック表」を参考に自校の状況をチェックしましょう。

運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項

① 顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えましょう

- ・学校組織全体での運営や指導の目標、方針の作成と共有
- ・保護者等への目標、計画等の説明と理解

check

② 各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう

- ・外部指導者等の協力確保、連携
- ・外部指導者等の協力を得る場合の校内体制の整備

③ 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう

- ・生徒のニーズや意見の把握とそれらを反映させた目標等の設定、計画の作成
- ・年間を通したバランスのとれた活動への配慮
- ・年間の活動の振り返りと次年度への反映

④ 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう

- ・科学的裏付け等生徒への説明と理解に基づく指導の実施
- ・生徒が主体的に自立して取り組む力の育成
- ・生徒の心理面を考慮した肯定的な指導
- ・生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導
- ・指導者と生徒の信頼関係づくり
- ・上級生と下級生、生徒の間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり
- ・事故防止、安全確保に注意した指導

⑤ 肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう

- ・学校、指導者、生徒、保護者の間での相互の理解と体罰の禁止

⑥ 最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう

- ・科学的な指導内容、方法の積極的な取り入れ
- ・学校内外での指導力向上のための研修、研究

⑦ 多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう

- ・校長等の管理職の理解
- ・運動部活動のマネジメント力その他多様な指導力の習得

【参考・引用：運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月 文部科学省）】

(3) 宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針(平成30年10月)

本方針策定の趣旨等

学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者（以下、「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、本県のスポーツ振興と競技力向上を大きく支えてきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。

将来においても、本県の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針（以下、「県の方針」という。）は、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するとともに教員の負担軽減を図るという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、県の方針に則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。県においては、学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。

県の方針の基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、高等学校段階の運動部活動についても県の方針を原則として適用し、速やかに改革に取り組む。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

県は、県の方針に基づく運動部活動の状況把握のために、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

ア 市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、国のガイドラインに則り、県の方針を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」（以下、「設置者の方針」という。）を策定する。

イ 校長は、学校の設置者による設置者の方針に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 学校の設置者は、上記イに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、県は、必要に応じて学校の設置者の支援を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適

切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 県及び学校の設置者は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 県、学校の設置者及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るため

に休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 運動部顧問は、中央競技団体が作成する「運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引」を活用して、ア及びイに基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

① 学期中の休養日の設定

週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。第3日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しないこととする。週末及び家庭の日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

② 長期休業中の休養日の設定

学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

③ 1日の活動時間

長くとも平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- ・ 県の競技力に関する指定校（競技力強化指定校、競技力向上推進校、拠点校）の指定部においても、原則、３ア①～③の基準に沿った活動とするよう努めることとする。ただし、指定校の趣旨を踏まえて、運用の工夫ができるものとする。その際、計画的に休養日及び活動時間を設定すること。
- ・ 高等学校の特色づくり等で、学校独自で強化部等を設置する場合も、原則、３ア①～③の基準に沿った活動とするよう努めることとする。ただし、校長の責任のもと、運用の工夫ができるものとする。その際、計画的に休養日及び活動時間を設定すること。

イ 学校の設置者は、１（１）に掲げる設置者の方針の策定に当たっては、国のガイドラインの「適切な休養日等の設定」を踏まえるとともに、県の方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、１（１）に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、３ア①～③の基準を踏まえるとともに、設置者の方針の基準に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

オ 活動の際は、熱中症事故の防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、万全の安全対策を講じること。

４ 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

（１）生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置について検討する。

イ 県は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、学校体育関係団体と連携し、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組の工夫改善に努める。

(2) 地域との連携等

ア 県、学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 県及び学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組について、関係機関及び関係団体等との協力体制の充実に努める。

ウ 県及び市町村教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

エ 県、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等が開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等について検討する。

イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

(4) 令和2年度「部活動に関する調査報告（概要）」

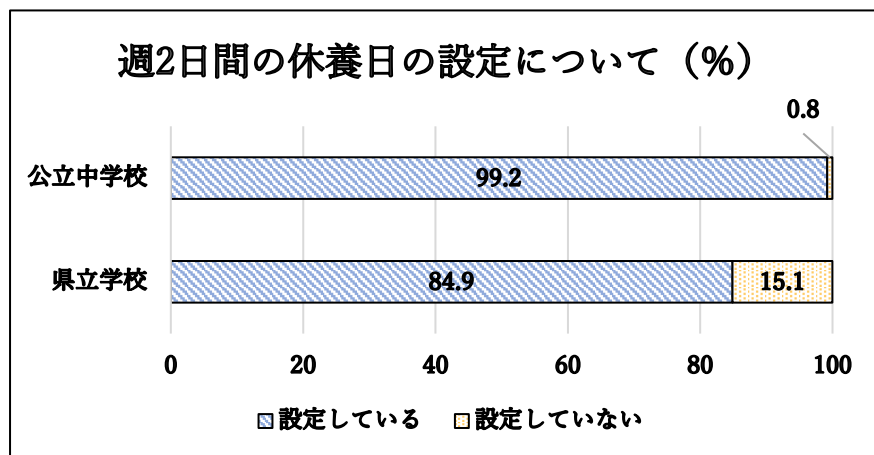
令和2年9月に県教育委員会が調査した、「令和元年度部活動運営上の現状と課題」の調査結果については、以下のとおりです。

なお、調査対象校数は、公立中学校127校（市町村立中学校124校、県立中学校2校、中等教育学校前期課程校1校、※東郷中学校若竹分校は本校に含む）、県立学校53校（高等学校44校、特別支援学校9校）となっています。

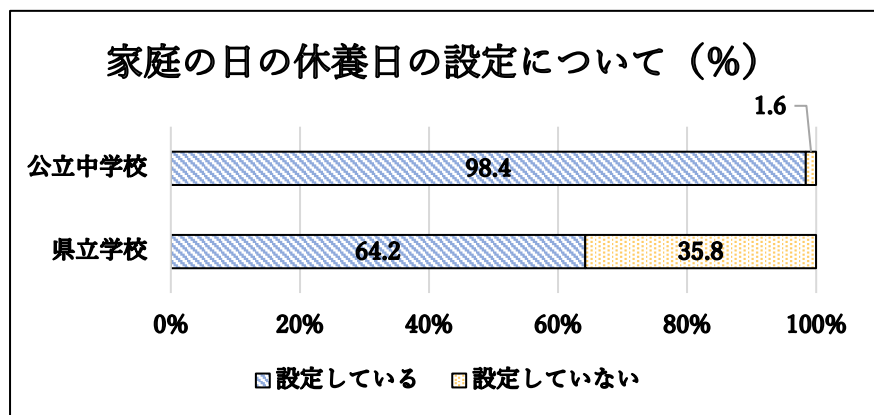
■ 休養日の設定について

【学校全体の取組状況】

ア 休養日設定状況

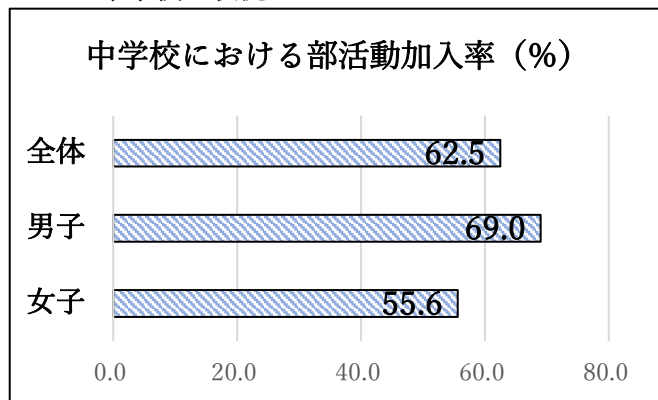


イ 家庭の日の部活動中止状況

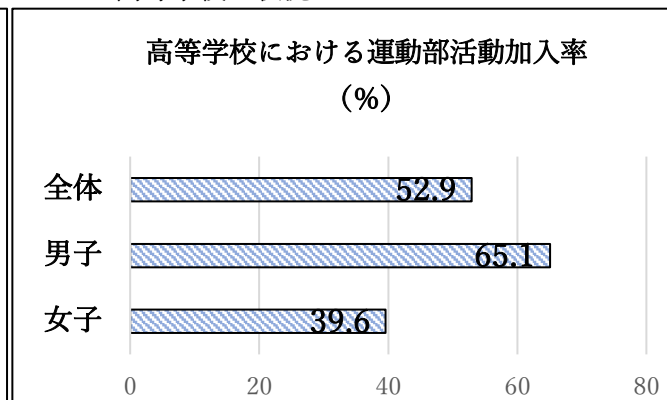


■ 運動部活動加入率について

ア 中学校の状況



イ 高等学校の状況



7 令和3年度学校体育関係諸事業概要

(1) 行事予定

	4 月		5 月		6 月	
1	木		土		火	
2	金		日		水	
3	土		月	憲法記念日	木	
4	日		火	みどりの日	金	高体連 第2回教科研究委員会
5	月		水	こどもの日	土	
6	火		木		日	高体連 定時制・通信制体育大会
7	水		金	小体連 第1回評議員会 中体連 第1回理事会 第1回小学校体育専科等連絡会議	月	
8	木		土		火	高体連 第3回総体実行委員会
9	金		日		水	
10	土		月		木	
11	日		火		金	
12	月		水	学体研 第1回理事会	土	
13	火	高体連 第1回専門委員長会、競技委員会	木	高体連 第2回総体実行委員会 幼児児童の楽しい水遊び[中部]	日	
14	水	高体連 第1回常任理事会、理事会	金	中体連・高体連高合同専門委員長会	月	
15	木	学体研 第1回理事長、研究部長会	土		火	高体連 第1回調査研究委員会
16	金	高体連 第1回総体実行委員会	日	運動部活動外部指導者研修会Ⅰ 部活動指導員研修会	水	
17	土		月		木	
18	日		火	中体連 第1回競技力向上検討委員会 幼児児童の楽しい水遊び[北部]	金	高体連 第2回競技委員会 小学校体育指導者講習会 九州高校総体(ウエイトリフティング～ 6/20)
19	月	小中学校体育担当責任者会(中部)	水	体育振興指導教員等研修会	土	運動部活動外部指導者研修会Ⅱ
20	火		木	高体連 第2回理事会 幼児児童の楽しい水遊び[南部]	日	
21	水	第1回県立学校保健体育教科担当責任者会議	金	中体連 九州大会第1回実行委員会	月	第1回スポーツ指導者セミナー
22	木	小中学校体育担当責任者会(南部) 高体連 第1回教科研究委員会	土	県高校総体(～6/6)	火	
23	金		日		水	
24	土		月		木	中体連 第1回競技専門部会
25	日		火	学体研 第1回実行委員会・研究部会 体育・保健体育指導力向上研修 (山口県)	金	
26	月	小中学校体育担当責任者会(北部)	水	体育・保健体育指導力向上研修 (山口県)	土	部活動指導員研修会
27	火		木	体育・保健体育指導力向上研修 (山口県)	日	
28	水	中体連 第1回評議員会	金	小体連 第1回理事会、専門部会	月	
29	木	昭和の日	土		火	中体連 第2回研究部会
30	金	中体連 第1回研究部会	日		水	
31	／		月		／	

		7 月	8 月	9 月
1	木	中体連九州大会第2回実行委員会 県学体研 第1回準備委員会	日	水
2	金		月	木
3	土	九州高校総体 (弓道～7/4)	火	金
4	日	チャレンジマッチ (ホッケー)	水	土
5	月		木	日
6	火		金	月
7	水	高体連 全国大会出場監督会	土	火
8	木	学校体育セミナー (表現運動系)	日	水
9	金		月	木
10	土	高校野球選手権開会式	火	金
11	日		水	土
12	月		木	日
13	火	県学体研地区実行委員会・第2回県研究部会	金	月
14	水		土	火
15	木		日	水
16	金		月	木
17	土		火	金
18	日		水	土
19	月		木	日
20	火		金	月
21	水		土	火
22	木	海の日	日	水
23	金	スポーツの日	月	木
24	土		火	金
25	日	県中学校総合体育大会 ※7/10～29	水	土
26	月	学校体育実技講師派遣打合せ 小学校体育地区別講習会 (児湯)	木	日
27	火		金	月
28	水		土	火
29	木		日	水
30	金	小学校体育地区別講習会 (宮崎)	月	木
31	土		火	／

	1 0 月		1 1 月		1 2 月	
1	金	県学体研 事前研究会	月		水	
2	土		火		木	
3	日		水	文化の日	金	
4	月		木	第 1 回体力向上対策会議	土	
5	火		金		日	
6	水		土		月	
7	木		日		火	
8	金	九州高校新人（陸上～10/10）	月		水	
9	土		火		木	
10	日		水		金	中体連 第 3 回競技力向上検討委員会
11	月		木	全国学体研（愛媛）	土	
12	火		金	全国学体研（愛媛）	日	
13	水		土		月	
14	木		日	県中学校駅伝競走大会	火	県学体研 第 4 回実行委員会
15	金	中体連 第 2 回競技専門部会	月		水	
16	土		火	第 1 回体力向上推進委員会	木	第 3 回体力向上推進委員会
17	日		水	高体連 第 3 回調査研究委員会	金	
18	月		木	県学体研 第 2 回準備委員会	土	全国高校駅伝開会式
19	火		金	高体連 第 3 回競技委員会	日	全国高校駅伝
20	水		土		月	
21	木	学校体育セミナー（ゲーム・ボール運動、器械運動）	日		火	
22	金		月	中体連 理事・専門部合同会	水	
23	土	県高校駅伝開会式 県中学校秋季体育大会（～11/8）	火	勤労感謝の日	木	
24	日	県高校駅伝	水		金	
25	月		木	高体連 第 2 回専門委員長会	土	全国高校ラグビー大会
26	火		金	高体連 第 2 回常任理事会	日	
27	水		土		月	
28	木	県学体研 第 3 回実行委員会	日		火	
29	金	県学校体育研究発表大会 （都城・三股）	月	第 2 回体力向上推進委員会	水	
30	土		火		木	
31	日		／		金	

	1 月		2 月		3 月	
1	土	元旦	火		火	
2	日		水		水	
3	月		木	学体研 第2回理事長・研究部長会	木	
4	火		金	中体連 第2回評議員会 小体連 第2回評議員会 第2回小学校体育専科等連絡会議	金	
5	水		土		土	
6	木		日		日	
7	金	第4回体力向上推進委員会	月	中高専門委員長会	月	
8	土		火		火	
9	日		水		水	
10	月	成人の日	木	県学体研 第3回準備委員会	木	
11	火		金	建国記念の日	金	
12	水		土		土	
13	木	中体連 第5回研究部会	日		日	
14	金		月	体力づくり優良校表彰式 九州中学校体育大会準備委員会	月	
15	土	全国高体連研究大会（長崎県）	火	高体連 第4回調査研究委員会	火	
16	日		水	高体連 研究協議会・スポーツ賞表彰式	水	
17	月		木	第2回スポーツ指導者講習会	木	
18	火	中体連 第3回理事会	金	高体連 第3回理事会	金	
19	水	県学体研 第3回準備委員会 日本中体連研究大会（山口県）	土		土	
20	木	全国高体連研究大会（青森県）日本中体連研究大会（山口県）	日		日	
21	金	全国高体連研究大会（青森県）日本中体連研究大会（山口県）県立学校保健体育教科担当責任者会	月		月	春分の日
22	土		火		火	
23	日		水	天皇誕生日	水	
24	月	第2回体力向上対策会議	木		木	
25	火		金	県学体研 第2回理事会	金	
26	水		土		土	
27	木		日		日	
28	金	高体連 第5回教科研究委員会	月		月	
29	土		／		火	
30	日		／		水	
31	月		／		木	

令和3年度 スポーツ指導センター研修一覧表

【学校体育指導者養成研修】

本年度より電子申請システムによる申込みで

No.	講座名	期 日	会 場	対 象	内 容	講 師	申込QRコード 申込開始日
1	幼児児童の楽しい水遊び	5月13日(木)	ひなた武道館 ABCスポーツクラブ	認定こども園・幼稚園・保育所等 小学校・特別支援学校 総合型クラブの指導者	講義 演習 実技	消防署救急救命士 スイミングクラブイン ストラクター	 4月2日(金)
		5月18日(火)	延岡市消防署 フィットネスクラブターザン				
		5月20日(木)	県立都城さくら聴覚支援学校 フィットピアススイミングクラブ				
2	幼児児童の楽しい運動遊び	8月23日(月)	クリエイティブセンター門川	認定こども園・幼稚園・保育所等 小学校・特別支援学校 総合型クラブの指導者	参観 講義 実技	澤井雅志 氏 (日本体育大学兼任講 師)	 6月25日(金)
		8月24日(火)	早水体育文化センター				
		8月25日(水)	ひなた武道館				
3	小学校体育地区別講習会 (ボール運動系)	7月26日(月)	妻南小学校	小学校・特別支援学校の教員	講義 実技	小学校体育指導者養成 講習会受講者	 6月8日(火)
		7月30日(金)	ひなた武道館				
		8月 3日(火)	小林小学校				
		8月 3日(火)	宮水小学校				
		8月 5日(木)	北郷中小学校				
		8月 6日(金)	沖水小学校				
		8月 6日(金)	南方小学校				
4	中学校・高等学校保健体育地区別 講習会 (球技・ネット型)	8月 2日(月)	ひなた武道館	中学校・高等学校・中等教育学校の 保健体育担当教員 特別支援学校の教員	講義 実技	体育・保健体育指導力 向上研修受講者	 6月3日(木)
		8月 4日(水)	クリエイティブセンター門川				
		8月 5日(木)	早水体育文化センター				
5	学校体育セミナー (表現運動系・保健)	7月12日(月)	ひなた武道館	小学校・特別支援学校の教員	講義 実技	体育・保健体育指導力 向上研修受講者	 5月13日(木)
	学校体育セミナー (幼児の運動遊び)	9月17日(金)	ひなた武道館	認定こども園・幼稚園・保育所等 小学校・特別支援学校 総合型クラブの指導者	講義 実技	体育・保健体育指導力 向上研修受講者	 7月21日(水)
	学校体育セミナー (ゲーム・ボール運動、器械運動 系)	9月28日(火)	サンドーム日向・財光寺南小学校	小学校・特別支援学校の教員	講義 実技	九州ベースボールアカ デミー認定コーチ 体育振興指導教員等	 7月29日(木)
	学校体育セミナー (器械運動)	9月30日(木)	ひなた武道館	中学校・高当学校・中等教育学校の 保健体育担当教員 特別支援学校の教員	講義 実技	体育・保健体育指導力 向上研修受講者	 7月29日(木)
	学校体育セミナー (陸上競技)	11月18日(木)	ひなた武道館	中学校・高当学校・中等教育学校の 保健体育担当教員 特別支援学校の教員	講義 実技	体育・保健体育指導力 向上研修受講者	 9月23日(木)
6	運動部活動顧問研修会	6月28日(月)	ひなた宮崎県総合運動公園	運動部活動顧問 部活動指導員 運動部活動外部指導者 総合型クラブの指導者	講義 実技	優れた指導実績をもつ 県内指導者	 4月28日(水)

※ 網掛けの講座は免許状更新講習の対象となる予定です。(3・4については網掛けの会場のみ)

【競技力向上指導者養成研修】

No.	講座名	期 日	会 場	対 象	内 容	講 師	申込QRコード 申込開始日
1	運動部活動外部指導者研修会	5月16日(日)	ひなたサンマリスタジアム宮崎 ひなた宮崎県総合運動公園合宿所	運動部活動外部指導者	講義	菅原 康史 氏 (一般社団法人弘潤会 野崎東病院理学療法 士)	
		6月19日(土)	ひなた武道館 ひなたサンマリスタジアム宮崎				
2	第1回スポーツ指導者セミナー	6月21日(月)	ひなた武道館	教職員、スポーツ指導者	講演	優れた指導実績をもつ 指導者	 4月21日(水)
3	第2回スポーツ指導者セミナー	2月17日(木)	ひなた武道館	教職員、スポーツ指導者	講演 報告会	優れた指導実績をもつ 指導者	 12月18日(土)

宮崎県教育庁
スポーツ指導センター

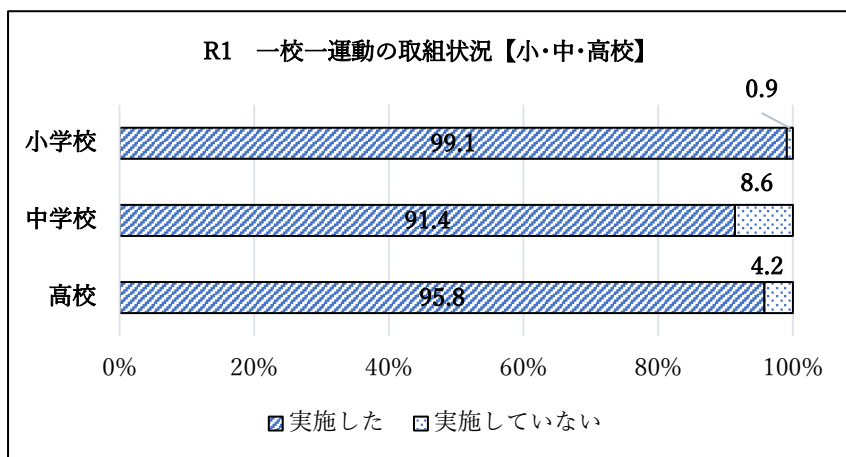
〒889-2151
宮崎県宮崎市大字熊野1443-12
TEL0985-58-0096 FAX0985-58-0097
HP <https://www.miyazaki-sports-shido-center.jp/>

8 令和2年度 学校体育に関する諸調査概要

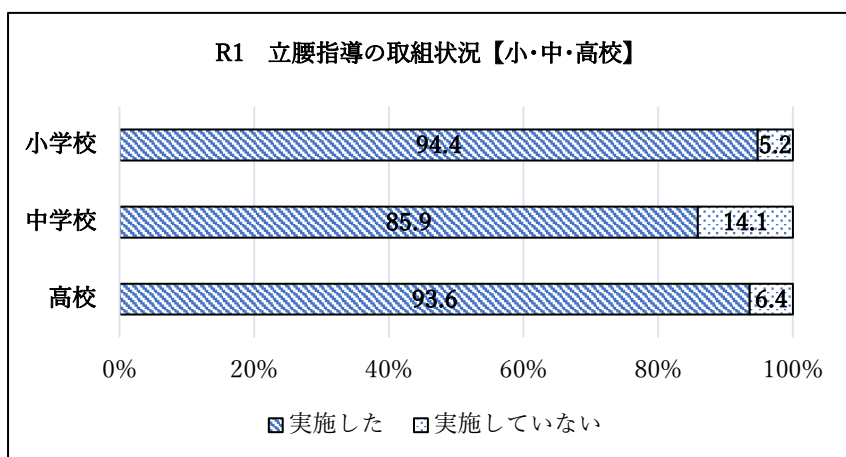
令和2年度に各学校に調査した学校行事及び授業実施状況等に関する調査の結果は、以下のとおりです。

(1) 学校行事等に関する調査

① 一校一運動の取組状況

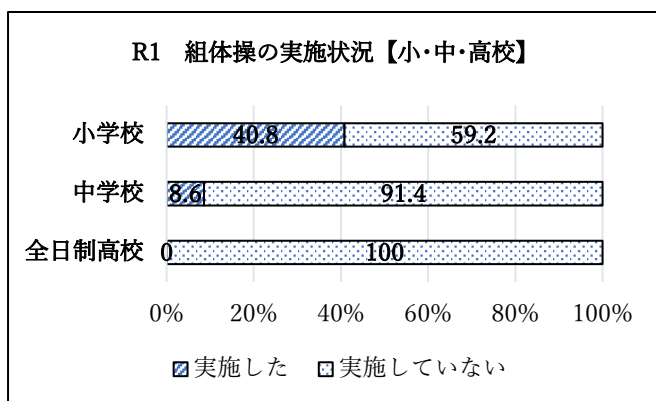


② 立腰指導の取組状況

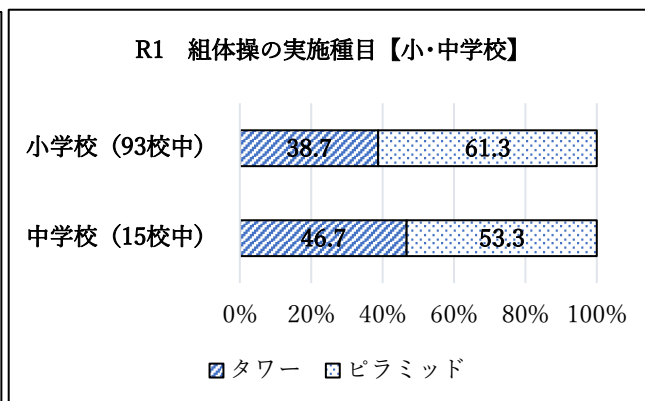


③ 運動会（体育大会）における組体操の取組

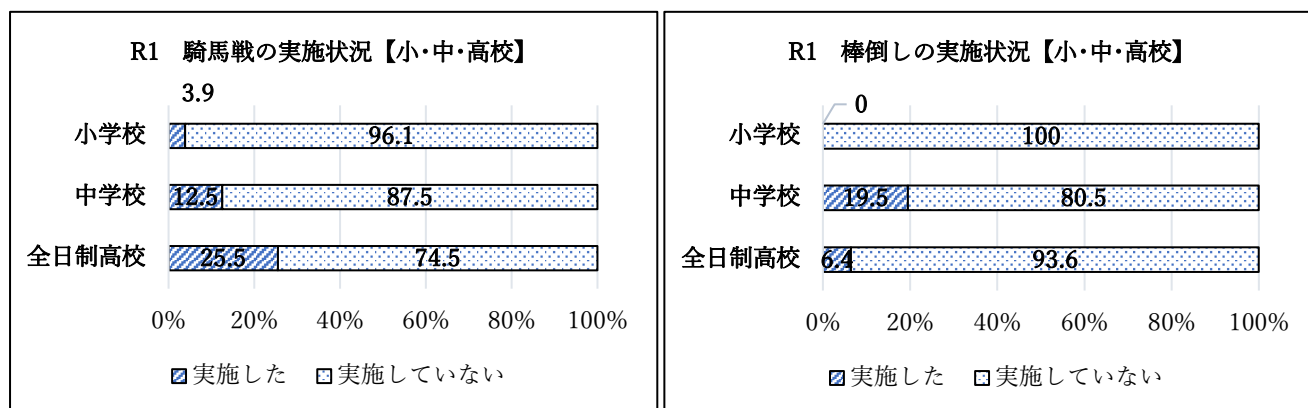
ア 実施状況



イ 実施した学校の実施種目（小・中学校のみ）

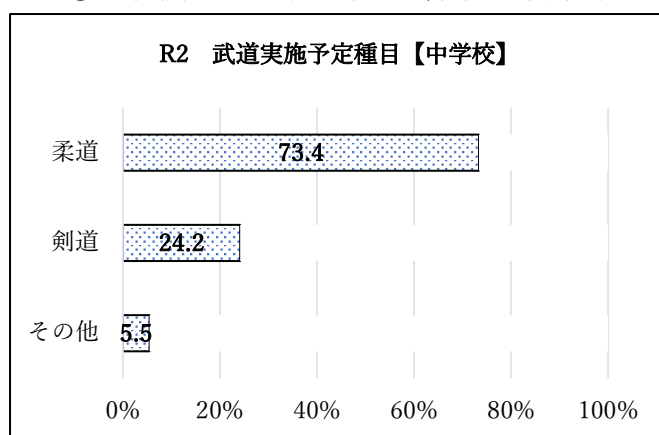


④ 運動会（体育大会）における騎馬戦の実施状況 ⑤ 運動会（体育大会）における棒倒しの実施状況



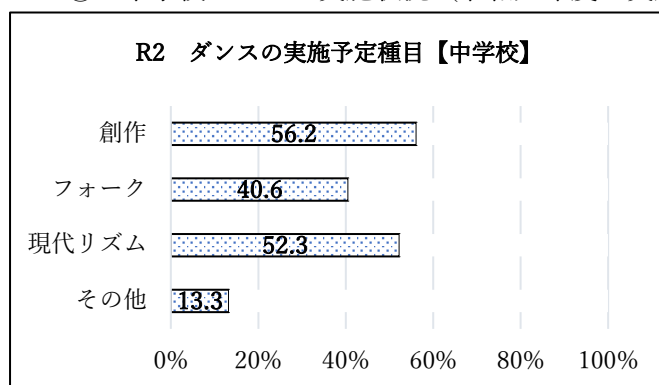
(2) 授業実施状況等に関する調査

① 中学校武道の実施状況（令和2年度の実施予定種目）



- ※ 令和2年度の調査対象校 128校
- ※ 複数種目実施校 5校
(串間、妻ヶ丘、高城、三股、日之影)
- ※ 柔道・剣道以外の種目実施校 8校
 - ・相撲実施校 (穂北、飯野)
 - ・弓道実施校 (串間、夏尾、三股、後川内)
 - ・なぎなた実施校 (日之影)
- ※ その他県立学校 1校
 - ・空手道実施校 (明星視覚支援：中等部)

② 中学校ダンスの実施状況（令和元年度の実施予定種目）



- ※ 令和2年度の調査対象校 128校
- ※ 複数種目実施校 66校 (51.6%)
- ※ その他内容実施校 17校
 - ・ソーラン節
 - ・地域の伝統芸能等

9 体育関係主要通知等

0550-1005

令和2年4月1日

各市町村教育委員会教育長 殿

各県立学校長 殿

宮崎県教育委員会教育長

児童生徒の体育活動における事故防止について(通知)

このことについては、かねてから管理と指導の適正を図るよう関係者の特別の御配慮をお願いしているところですが、学校管理下における体育活動等での児童生徒の事故が依然として発生しております。

つきましては、下記事項に十分留意の上、事故防止の徹底を図るよう指導をお願いします。

記

1 教科体育、体育的クラブ活動、運動部活動及び健康安全・体育的行事における指導

上記の体育活動の指導を行う場合は、学校においてあらかじめ児童生徒一人一人の発達の段階・健康状態・運動能力及び体力等の実態を考慮して、指導計画・指導組織について十分な検討を加えるとともに、実施に当たっては、児童生徒の掌握に努め、活動の状況等を記録するなどして万全を期すること。

なお、児童生徒の体育活動に支障のある既往症及び心臓疾患や腎臓疾患などの疾病異常の有無についても熟知し、それに基づいて、学校医・保護者等と密接な連携を図りながら適切な指導を行うこと。

特に、新入学児童生徒については、就学时健康診断票、あるいは進学の際に小学校または中学校から送付された健康診断票等により、健康状態を的確に把握しておくこと。

また、学校における事故発生の際の連絡及び救急体制を確立し、常時、全職員の指導体制を明確に認識させておくこと。

さらに、AEDの使用法も含む心肺蘇生法等の職員研修を実施するとともに、危機管理体制を整備し、全職員に徹底させておくこと。中学校においては、生徒に対しても、心肺蘇生法等の応急手当について保健教育を通して理解を深めさせること。その際、実際にAEDやAEDトレーナー（AEDデモ器）等の器具を用いた学習に努めること。

なお、AEDについては、電極パッドやバッテリーの交換時期について点検を実施すること。

- (1) 健康安全・体育的行事等の実施に当たっては、近年、熱中症が多発している現状を踏まえ、開催時期について十分配慮すること。

また、指導者は児童生徒の健康観察等を十分行うとともに、日頃から児童生徒が自ら健康状態を把握し、指導者に対して意思表示できる能力や態度の育成に努めるとともに、事前に段階的な指導を行うなど、安全面に十分配慮すること。

- (2) 健康安全・体育的行事等で、児童生徒に役員・審判を担当させる場合は、事前に安全管理についての指導を徹底しておくこと。
- (3) 健康安全・体育的行事等で、放課後に練習を行う場合は、練習計画（時間、場所、内容、方法）を立案し、効率的かつ適正な指導を行うこと。
- (4) 学校における体育活動において、予測される危険性の事前確認や用具・練習場などの安全確認を行い、安全な活動を確保するためのルールやきまり等が確実に励行されるよう指導を徹底すること。
- (5) 屋外で行う体育活動において、熱中症に注意するとともに、紫外線を無防備のまま長時間直接受けることは避けるようにしたり、落雷の発生しやすい気象条件下では、その場に応じた的確な判断のもとに、活動を中止・中断し安全な場所へ避難したりするなどの適切な対応ができるよう指導の徹底を図ること。
- (6) 運動部活動については、各学校が作成した「部活動の方針」に基づいた休養日を設定するとともに、学校の教育活動として十分な指導計画・指導組織のもとで効率的かつ適正な指導を行うこと。
指導に当たっては、部活動の意義と留意点を確認するとともに、悩みなどを話し合う場の設定や、生徒が顧問以外の職員にも相談しやすい環境づくりに努めること。
なお、全職員の共通理解のもと、学校全体の組織的な連携がとれているか点検するとともに、保護者等を含めて部活動の在り方について確認する機会を設けること。
- (7) 新型コロナウイルス感染予防については全職員で共通理解したうえで適切に対応すること。

2 体育施設設備の安全管理と効果的な活用

- (1) 体育施設設備の安全管理に当たっては、全職員による管理組織を確立し、計画的に定期及び日常の安全点検を行い、補修や改善等を施すなど安全確保に万全を期すること。
- (2) 体育授業や運動部活動の開始時には、必ず周囲の危険箇所の安全確認を徹底し、適切な対応を図るよう、全職員へ周知すること。
- (3) プールの管理に当たっては、防護さく、排水溝及び排環水口のふた並びに浄化装置等について常に安全点検と整備を行い、特に、プール使用中

には絶対に排水を行わないなど事故防止に万全を期すること。

0550-1225

令和2年5月22日

3 対外運動競技参加についての指導

対外運動競技会への参加に当たっては、本人の意思・健康状態・体力などについて十分留意し、保護者との連携を密にするとともに、状況によっては競技に参加させない等の措置をとること。

なお、参加日程等については、児童生徒の心身の発達の段階からみて無理のないよう配慮すること。

各市町村教育委員会教育長 殿

各県立学校長 殿

宮崎県教育委員会教育長

学校における運動会・体育大会等の実施について(通知)

各学校における運動会・体育大会等については、学習指導要領「総則」第1の3の趣旨が十分に生かされるよう実施いただいているところですが、さらに下記事項に留意の上、指導の徹底が図られるよう御配慮をよろしくお願いします。

記

※ 随時更新される文部科学省からの新型コロナウイルス感染症関連のQ&A等を踏まえた対応をすること。

[参 考]

- ①「学校における運動会・体育大会等の実施について」

(令和元年5月23日付け

0550-1152 教育長通知)

- ②「水泳等の事故防止について」

(令和元年5月23日付け

0550-1187 教育長通知)

- ③「児童生徒の長距離走、持久走実施時における事故防止について」

(令和元年10月12日付け

0550-1779 教育長通知)

- ④「組体操による事故の防止について」

(平成28年3月29日付け

0550-2133 教育長依頼)

- ⑤「ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止等について」

(平成29年1月17日付け

0550-2016 スポーツ振興課長通知)

- ⑥「運動部活動中でのハンマー投げによる死亡事故について」

(平成29年12月28日付け

0550-1895 スポーツ振興課長通知)

- ⑦「運動部活動の指導管理の徹底について」

(平成30年7月2日付け

0550-1391 教育長通知)

- ⑧「宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針の策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について」

(平成30年10月1日付け

0550-1701 教育長通知)

1 運動会・体育大会等は、学校行事の一環として実施するものであることから、その教育的な意義を踏まえ、児童生徒の健康安全に特に留意した上で、学校の創意工夫を生かした教育活動となるよう配慮すること。

2 計画・立案に当たっては、学習指導要領「総則」第1の3及び特別活動の趣旨を踏まえ、年間の教育計画との関連性を十分考慮するとともに、日常の体育学習の成果が発揮できるよう配慮すること。

3 内容や種目の決定に当たっては、教育的価値、児童生徒の発達の段階、教科学習との関連及び運動の特性等に十分配慮するとともに、全ての児童生徒にその意義を理解させ、楽しく積極的に参加できるようにすること。

特に、危険を伴うような内容・種目については、事前に段階的な指導を行うなど安全面に十分配慮し、事故防止に万全を期すること。

組体操の実施に当たっては、ねらいを明確にし、全教職員で共通理解を図るとともに、児童生徒の状況を正確に把握し、活動内容や指導計画を適時適切に見直すこと。なお、危険度の高い技については慎重に選択したり、確実に安全な状態で実施できないと判断される技の実施は見合わせたりすること。

また、徒競走等の組み分けに当たっては、児童生

徒数や発達の段階などを考慮して、児童生徒が切磋琢磨し、積極的に参加できるよう、その方法について十分に検討をすること。

- 4 児童生徒の健康管理の徹底を図るため、日常の健康状態を十分に観察し、必要に応じて臨時の健康診断、健康相談等を行い、個々の児童生徒の健康状態を的確に把握しておくこと。

特に、注意を要する児童生徒については、学校医の指導のもと適切に対応するとともに、体力や運動能力に応じた運動等が実践できる活動の場を設けるなどの配慮をすること。

なお、体育の授業等では、必要に応じ帽子を着用させたり、テントや木陰を利用したりするなど、長時間にわたり紫外線を直接受けることのないよう配慮すること。

また、こまめな水分補給を行うなど熱中症予防についての指導を徹底し、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急処置を行うこと。

- 5 緊急時に備え、AEDの使用方法も含む心肺蘇生法等の職員研修を実施するとともに、危機管理体制を整備し、全職員に徹底させておくこと。AEDについては、電極パッドやバッテリーの交換時期について点検を実施すること。また、生徒に対しても、心肺蘇生法等の応急手当について保健学習や保健指導を通して理解を深めさせること。その際、実際にAEDやAEDトレーナー（AEDデモ器）等の器具を用いた学習に努めること。

- 6 落雷の発生しやすい気象条件下において指導する場合には、その場に応じた的確な状況判断のもとに、安全な場所へ避難するなどの適切な対応ができるように配慮すること。

- 7 計画・準備・実施及び反省の各過程において、児童生徒の能力を十分考慮し、過重な責任や負担をかけることのないよう配慮すること。

なお、放課後等における自主的な活動についても、学校生活の節度と規律が乱れることのないよう事前に指導すること。

- 8 練習や大会の開始前には、必ず周囲の危険箇所の安全確認を徹底し、適切な対応を図ること。

特に、施設・用具については、あらかじめ安全点検を行い、不備な箇所は早急に整備し、終了後にお

いても、これらの適切な整理・保管を行うなど、安全管理に万全を期すること。

- 9 行事期間中及び終了後は、特に解放的になり、児童生徒の生活が乱れやすくなるので、規則正しい生活行動がとれるよう指導の充実を図ること。

- 10 児童生徒の指導に当たっては、全職員の共通理解に基づき一貫した指導が行われるよう努めるとともに、児童生徒間の暴力行為や教師による体罰等の不祥事が発生することのないよう特に配慮すること。

(参考)

「組体操等による事故の防止について」

(平成28年3月29日付け

0550-2133 教育長通知)

「児童生徒の体育活動における事故防止について」

(令和2年4月1日付け

0550-1076 県教育長通知)

「熱中症事故の防止について」

(平成29年7月14日付け事務連絡

学校政策課生徒指導・安全担当主幹)

「ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止等について」

(平成29年1月17日付け

0550-2016 スポーツ振興課長通知)

「運動部活動中でのハンマー投げによる死亡事故について」

(平成29年12月28日付け

0550-1895 スポーツ振興課長依頼)

熱中症予防については、独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ<アドレス

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/default.aspx?tabid=114>>に掲載されている熱中症予防のための啓発資料「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」を参考にすること。

各市町村教育委員会教育長 殿
各県立学校長 殿

宮崎県教育委員会教育長

水泳等の事故防止について(通知)

幼児・児童・生徒の水泳等の事故防止につきまして、かねてから御指導をいただいているところですが、下記事項について再度御留意いただきますとともに、本文書の写しを貴管下の各園長・学校長に配付し、周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

1 水泳指導について

※ 「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」令和2年5月22日付けスポーツ庁事務連絡を踏まえた対応をすること。

- (1) 水泳指導に当たっては、事前に、幼児・児童・生徒の健康状態を的確に把握すること。なお、授業中は、常に生徒を観察し、異常が見受けられる場合には直ちに水泳を中止し、医師の診断を受けさせるなどの措置をとること。

また、水泳前後の手洗い、うがい、シャワーの使用、洗眼などに留意し、プール熱（咽頭結膜熱）などの感染症対策にも十分配慮すること。

- (2) 学習指導要領等を十分理解し、幼児・児童・生徒の発達の段階や水泳能力等に応じた指導方法を工夫すること。特に、スタートの指導について、小・中学校及び高等学校入学年次では、水中からのスタートのみを指導し、授業での飛び込みによるスタート指導は行わないこと。高等学校入学年次の次の年次以降においては、安全を十分に確保した上で、学校や生徒の実態に応じて段階的な指導を行うことができること。

さらに、各学校の実態に応じて、着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方を取り扱うなど、安全対策への積極的な指導を行うこと。

また、中学校においては、「保健分野」の応急手当と関連を図り指導すること。高等学校においては、科目「保健」の応急手当と関連を図り指導すること。

- (3) 幼児・児童・生徒相互の安全に対する意識を高めるため、バディシステムを必ず採用するとともに、集合、整列、人員点呼、非常の際の合図等を確実にできるように指導すること。また、監視

可能な見学生には、笛を持たせること。

- (4) プール内には、必ず救命ブイなどの救命用具を備えておくこと。

- (5) 溺水者、けが人、病人が出るなどの非常の場合に備えて、AEDの使用法も含む心肺蘇生法等の職員研修を実施するとともに、危機管理体制を整備し、全職員に徹底させておくこと。また、医師や保護者等への連絡、輸送など職員の役割分担を確認しておくこと。

AEDについては、電極パッドやバッテリーの交換時期について点検を実施すること。

また、中学校・高等学校（中学部・高等部）においては、生徒に対しても、心肺蘇生法等の応急手当について保健教育指導を通して理解を深めさせること。その際、実際にAEDやAEDトレーナー（AEDデモ器）等の器具を用いた学習に努めること。

万一事故が発生した場合には、組織的な連携のもと迅速かつ的確に対応すること。

- (6) 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。

- (7) 落雷の発生しやすい気象条件下において指導する場合には、その場に応じた的確な状況判断のもとに、安全な場所へ避難するなどの適切な対応ができるように配慮すること。

- (8) 見学生のために、ロンブルテント等により直射日光を避けるなどの配慮をすること。

2 プールの管理について

- (1) プールの衛生管理に十分気を付けること。また、プール日誌を備え付け、使用時間、気温、水温、残留塩素濃度、水素イオン濃度（PH）、授業における幼児・児童・生徒の活動状況などを記録すること。

- (2) プール排（環）水口に吸い込まれる事故を防止するため、「プールの安全標準指針」に基づき、排（環）水口の安全確認を厳重にすること。

- (3) プールの使用に当たっては、幼児・児童・生徒に使用規則及び注意事項を周知し、厳守させること。特に、放課後等については、指導管理体制を確立し、万全を期して使用させること。

(4) 放課後や土・日曜日、祝日等の管理は、幼児・児童・生徒のプールへの出入りが自由にできないよう金網や施錠の点検を厳重にすること。

(5) 次の資料を参照の上、プールの管理に万全を期すること。

3 学校外での遊泳について

(1) 幼児・児童・生徒の発達の段階に応じて、水泳に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるように指導すること。

特に、遊泳禁止区域及び危険箇所での死亡事故が多く発生していることから、遊泳禁止区域等では絶対に泳がないように指導すること。なお、許可地区であっても、水流（潮流）、水深、周りの状況等を十分掌握して泳ぐように指導すること。

また、落雷の発生しやすい気象条件下において、その場に応じた的確な状況判断のもとに、安全な場所へ避難するなどの適切な対応ができるように指導すること。

(2) 幼児・児童・生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導すること。また、事前に行き先、帰宅の予定時刻、同行者等を家族に知らせることを習慣付けるように指導すること。

(3) このような指導内容等について、PTA活動等を通じて家庭や地域に広く知らせることにより、水難事故防止に対する協力が得られるよう努めること。

(4) 市町村が河川・海等の場所を定めて水泳場とする場合は、次のことに留意すること。

① 水泳場の選定に当たっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農薬、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状況、水流（潮流）などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。

② 水泳場は標識等で表示し、十分な監視体制をとること。

③ 事故発生時の救急体制についての具体的な行動マニュアルを作成し、水泳場監視員に徹底させること。

④ 水泳場には、ロープ付きの浮き輪、竹竿、担架（代用可）、保温用の毛布類等を準備しておくこと。

⑤ 医療機関、教育機関、地域の防災機関等相互の連携を常に密にしておくこと。

⑥ 天候状況に注意して増水等を把握するなど、自然気象や環境の変化に十分留意すること。

*関係通知

○「児童生徒の体育活動における事故防止について」

令和2年4月1日付け 0550-1076
県教育長通知

○「水泳等の事故防止等について」

令和2年4月28日付け

2ス庁第68号 スポーツ庁次長通知

○「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」

令和2年5月22日付け スポーツ庁事務連絡

*関係資料

○「学校における水泳プールの保健衛生管理」

平成28年度改訂（公財）日本学校保健会

○「学校環境衛生管理マニュアル」（平成30年度改訂版）第2章第4水泳プールに係る学校環境衛生基準

平成31年3月 文部科学省

○「プールの安全標準指針」

平成19年3月 文部科学省・国土交通省

○「学校における水泳事故防止必携（新訂二版）」

平成18年6月

独立行政法人日本スポーツ振興センター

○「学校体育実技指導資料第4集水泳指導の手引き（三訂版）」

平成26年3月 文部科学省

○「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」

平成26年3月 文部科学省

0550-1605

令和2年9月28日

各市町村教育委員会教育長 殿

各県立学校長 殿

宮崎県教育委員会教育長

児童生徒の長距離走、持久走実施時における事故防止について(通知)

児童生徒の長距離走、持久走実施時における事故防止については、かねてから御指導をいただいているところですが、事故の発生を未然に防止するために、下記事項に十分留意の上、指導の徹底が図られるよう配慮ください。

記

※ 随時更新される文部科学省からの新型コロナウイルス感染症関連のQ&Aや衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」等を踏まえた対応をすること。

- 1 健康診断、日常の健康観察並びに学校生活管理指導表等の資料を活用することにより、要観察・要注意・管理を要する等の児童生徒を的確に把握するとともに、健康相談を行うなど、学校医等の助言を十分参考にすること。
- 2 運動の負荷(強さ・速さ・走行距離・持続時間等)と児童生徒の体力・発達の段階の両面を考慮した適切な指導を行うこと。
- 3 実施前後に準備運動及び整理運動を行うことはもとより、脈拍を測定するなど、児童生徒自身に心肺機能の状態を把握させるとともに、指導者も児童生徒の実態を記録にとどめるなど、一人一人の心身の状況を把握しておくこと。
- 4 指導者は、児童生徒の身体の異常等について、症状の軽重にかかわらず、長距離走、持久走の事前に必ず確認し、適切な指導を行うこと。
- 5 学校における事故発生の際の連絡及び救急体制を確立し、常時全職員の指導体制を明確に認識させておくこと。
- 6 緊急時に備え、AEDの使用法も含む心肺蘇生法等の職員研修を実施するとともに、危機管理体制を整備し、全職員に徹底させておくこと。なお、AEDについては、電極パッドやバッテリーの交換時期について点検を実施すること。
また、生徒に対しても、心肺蘇生法等の応急手当

について、保健教育を通して理解を深めさせること。その際、実際にAEDやAEDトレーナー(AEDデモ器)等の器具を用いた学習に努めること。

- 7 業前・業間・放課後などにおける自主的な練習についても、自己の能力に応じた無理のない練習計画を立てるなど、児童生徒に自らの健康・安全に目を向けさせる指導を行うこと。
- 8 感染症の流行時に行事が計画されている場合は、期日変更等の適切な対策を講じること。
- 9 道路を使用する場合は、所轄警察署等関係機関と事前に十分な打合せを行い、安全管理に必要な指導者を確保するなど、交通事故の防止についても十分に留意すること。
- 10 これらに関することについては、下記の教育長通知や参考資料を参照のこと。
 - ◎ 令和2年4月1日付け 0550-1005 「児童生徒の体育活動における事故防止について」(県教育長)
 - ◎ 令和2年5月22日付け0550-1225 「学校における運動会・体育大会等の実施について」(県教育長)
 - ◎ 令和2年5月21日付け0550-1241 「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」(スポーツ振興課長)
 - ◎ 令和2年6月15日付け0550-1333 「熱中症事故の防止について」(県教育長)
 - ◎ 「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」
文部科学省 平成22年3月
 - ◎ 「体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議」の報告書
文部科学省 平成24年7月
 - ◎ 「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」
文部科学省 平成26年3月

【一部抜粋】

0760-1125

令和2年6月29日

各市町村教育委員会教育長 殿

各県立学校長 殿

宮崎県教育委員会教育長

**令和2年度夏季休業に向けての学校管理及び教職員の
服務並びに児童生徒の指導について**

4 体育・健康・安全指導について

(1) 体育活動について

- 適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠の健康三原則の習慣化を図るとともに、特に、運動の実践については、体力の向上に視点を置いた計画的・継続的な取組について指導を行うこと。
- 部活動については、学校の教育活動として十分な指導計画・指導組織のもとで効率的かつ適正な指導を行うこと。
- 部活動の指導に当たっては、意義と留意点を確認するとともに、悩みなどを話し合う場の設定や、生徒が顧問以外の職員にも相談しやすい環境づくりに努めること。
- 全職員の共通理解のもと、学校全体の組織的な連携がとれているか点検するとともに、保護者等を含めて部活動の在り方について確認する機会を設けること。
- 運動部活動については、各学校が作成した「部活動の方針」に基づいた休養日を設定するとともに、学校の教育活動として十分な指導計画・指導組織のもとで効率的かつ適正な指導を行うこと。
- 涼しい時間帯での活動やこまめな水分補給など熱中症の予防に努めるとともに、紫外線を防備のまま長時間直接受けることは避けるようにしたり、落雷の発生しやすい気象条件下において、その場に応じた的確な状況判断のもとに、安全な場所へ避難するなどの適切な対応ができるように指導すること。
併せて、安全な活動を確保するためのルールやきまり等が確実に守られるよう指導を徹底すること。
- 体育施設・設備、用具などの安全確認や予測される危険性の事前確認を行うこと。
活動の開始時には、必ず周囲の危険箇所の安全確認を徹底し、適切な対応を図るよう、全職員に周知すること。
- 部活動（大会、引率、合宿、練習試合等）の引率者について、適切な体制となるよう十分配慮するとともに、適正な部活動指導が行われる

よう部活動顧問への指導を徹底すること。

(※6月22日現在、宿泊を伴う合宿等については行わないこととなっている。)

(2) 健康・安全指導について

- 健康管理に十分留意するとともに、健康診断の結果、治療等を要する児童生徒については、特にこの期間を利用して治療を行うよう指導すること。
- 感染症に係る対応について、毎日の検温、手洗い、うがい、共有する用具の消毒など予防対策の徹底を指導すること。新しい生活様式にもとづいた感染拡大防止対策を児童生徒が実践できるよう指導を徹底すること。
- 花火遊びは、やけどや火災等の事故の原因になりやすいので、危険防止について適切な指導を行うこと。
- 児童生徒に危険予測能力、危険回避能力の育成を図る安全教育の充実に努めること。
- 例年、海浜や河川、用水路等において、重大な水難事故が発生していることから、水難事故等の防止について具体例を提示しながら、指導の充実・徹底を図ること。
- 校区内の危険箇所の具体的な実態把握と徹底した安全点検を行うとともに、関係機関等と連携した児童生徒の安全確保に努めること。
- 校内に設置している遊具や運動施設等の安全管理に当たっては、全職員による管理組織を確立し、計画的に定期及び日常の安全点検を行い、補修や改善等を施すなど安全確保に万全を期すこと。

【一部抜粋】 0760-1271
令和2年11月27日

各市町村教育委員会教育長 殿
各県立学校長 殿

宮崎県教育委員会教育長

令和2年度冬季休業に向けての学校管理及び教職員の服務並びに児童生徒の指導について

4 体育・健康・安全指導について

- (1) 適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠の健康三原則の習慣化を図るとともに、特に、運動の実践については、体力の向上に視点を置いた計画的・継続的な取組について指導を行うこと。
- (2) 部活動については、学校の教育活動として十分な指導計画・指導組織のもとで効率的かつ適正な指導を行うこと。
 - 指導に当たっては、部活動の意義と留意点を確認するとともに、悩みなどを話し合う場の設定や、生徒が顧問以外の職員にも相談しやすい環境づくりに努めること。
 - 全職員の共通理解のもと、学校全体の組織的な連携がとれているか点検するとともに、保護者等を含めて部活動の在り方について確認する機会を設けること。
 - 部活動（大会、引率、合宿、練習試合等）の引率者について、適切な体制となるよう十分配慮するとともに、適正な部活動指導が行われるよう部活動顧問等への指導を徹底すること。
 - 万一に備えた救急処置の明確化、関係者への連絡システムの確立などの救急体制を整備すること。
 - 体育施設・設備、用具などの安全確認や予測される危険性の事前確認を行うこと。運動部活動の開始時には、必ず周囲の危険箇所の安全確認を徹底し、適切な対応を図るよう、全職員に周知すること。
 - 週2回以上及び第3日曜日の「家庭の日」は休養日を設定すること等を通じて、運動部活動の適切な運営を図ること。（平日1日以上休養日は、学校全体のリフレッシュデイを充てるなどし、週末（土・日曜日）の休養日は、1日以上設定すること）
- (3) インフルエンザ・麻しん等の感染症の予防・対応については、手洗い・うがいの励行、症状が出た場合のマスクの着用、外出の自粛、咳エチケット、早期受診、早期治療等の指導を徹底するとともに予防接種についてもふれること。

【一部抜粋】 0760-1323
令和3年2月24日

各市町村教育委員会教育長 殿
各県立学校長 殿

宮崎県教育委員会教育長

令和2年度学年末及び春季休業期間中に向けての学校管理と教職員の服務並びに児童生徒の指導について

4 体育・健康・安全指導について

- (1) 児童生徒の発達の段階を考慮して健康的な生活習慣の大切さを理解させ、食事・睡眠・運動などのバランスのとれた生活を送ることができるよう家庭や地域、関係機関との連携を密に図ること。
- (2) 部活動（スポーツ少年団等の活動も含む）の指導については、教職員の異動時期でもあるので、活動計画に基づき、監督者などがつくようにするなど、学校全体で児童生徒の安全に配慮すること。特に、予測される危険性についての事前確認や用具・練習場などの安全確認を行うこと。併せて、安全な活動を確保するためのルールやきまりなどが確実に励行されるよう指導を徹底すること。

また、各部活動の目標達成を目指すとともに、互いに協力し合って好ましい人間関係を育てるよう適切な指導を行うこと。

 - 部活動（大会、引率、合宿、練習試合等）の引率者について、適切な体制となるよう十分配慮するとともに、適正な部活動指導が行われるよう部活動顧問等への指導を徹底すること。
 - 万一に備えた救急処置の明確化、関係者への連絡システムの確立などの救急体制を整備すること。
 - 週2回及び第3日曜日の「家庭の日」は休養日を設定すること等を通じて、運動部活動の適切な運営を図ること。（平日1日の休養日は、学校全体のリフレッシュデイを充てるなどし、週末（土・日曜日）の休養日は、1日以上設定すること）
 - 体育施設設備の安全管理に当たっては、全職員による管理組織を確立し、計画的に定期及び日常の安全点検を行い、補修や改善等を施すなど安全確保に万全を期すること。

また、運動部活動の開始時には、必ず周囲の危険箇所の安全確認を徹底し、適切な対応

を図るよう、全職員に周知すること。

- (3) インフルエンザ・麻疹等の感染症の予防・対応については、手洗い・うがいの励行、症状が出た場合のマスクの着用、外出の自粛、咳エチケット、早期受診、早期治療などの指導を徹底するとともに予防接種についても触れること。